0024338000

0024338-000

256. 1－146

移住地学務提要

満洲拓植公社経営部経営課・編

満洲拓植公社

昭和１３年版

康徳５

ADE

256.1
146

昭和十三年八月

移住地學務提要

滿洲拓植公社經營部編

帝國圖書館藏

256.1
146

例言

一、本書は滿洲に於ける日本內地人移住地小學校經營上の參考に資せんが爲に、編纂せしものである。

二、在滿日本人教育に對する新行政機構の實施は昨年暮にして、實施後日尙淺く、從て細則に關する諸規程にして、未だ制定に至らざるものもある。是等は近く制定を見る筈であるが、夫れ迄は大使館教務部の指示に基き、暫く從前の取扱に準じて處理することゝなつてゐる。

三、本書の足らざるところは漸を追うて補修する意嚮である。

昭和十三年七月

滿洲拓植公社　經營部　經營課　福祉係

移住地學務提要

目次

第一章　概　說……一

第一節　在滿日本人の教育……一

（一）駐滿大使訓示要旨……三

（二）教務部長訓示要旨（其一）……六

（三）教務部長訓示要旨（其二）……一〇

第二節　在滿日本人教育行政上の新機構……一四

第三節　新機構と移住地小學校との關係……一九

第四節　教育上の事務に就て……二五

△學校に備付くべき簿冊……二五

第二章　集團移住村に於ける小學校經營……三一

目次

第一節　小學校開設の時期及學童並學級數の推移……三一
（一）小學校開設の時期……三一
（二）學童數の推移……三三
（三）學級數及教員數の推移……三四
第二節　校地、校舍、寄宿舍、教具、教材……三七
附圖
（一）移住地小學校配置圖
（二）移住地小學校々舍平面圖
（三）移住地小學校寄宿舍平面圖
第三節　小學校教員……四一
（一）詮衡上の條件……四二
（二）地位及待遇……四五
第四節　小學校設立の認可申請……四九
△小學校設立認可申請書（様式）……五〇

第五節　在外指定學校の指定申請……五九
△在外指定學校指定申請書（様式）……六一
第六節　小學校學則……六四
△移住小學校學則及準則……六五
第七節　小學校豫算作成に就て……六八
△移住地小學校歳入歳出豫算（様式）……六九
第三章　自由移民地の小學校經營……八八
第四章　移住村に於ける青年學校……九三

參考

一　移住地小學校及青年學校學則……九九
○彌榮尋常高等小學校學則（例）……九九

○千振尋常高等小學校學則……一〇〇
○瑞穗尋常高等小學校學則……一〇二
○永安屯日本尋常高等小學校學則……一〇四
○仙洞日本尋常高等小學校學則……一〇八
○○○青年學校學則……一〇九

二　在滿小學校教育關係法令……一一七ノ一

◎滿洲國ニ於ケル治外法權撤廢及南滿洲鐵道附屬地行政權ノ移讓ニ關スル日本國滿洲國間條約附屬協定(甲)(抄)(昭和十二年十一月調印)……一一七ノ一
○滿洲國ニ於ケル治外法權撤廢及南滿洲鐵道附屬地行政權ノ移讓ニ關スル日本國滿洲國間條約及附屬協定(甲)ニ關スル日滿兩國全權委員間了解事項(抄)(昭和十二年十一月調印)……一一七ノ二
◎小學校令(抄)(明治三十三年八月勅令第三百四十號)……一一七ノ三
○小學校令施行規則(明治三十三年八月文部省令第十四號)……一一七ノ三

◎滿洲國駐劄特命全權大使ノ神社及教育ノ行政事務ノ管理ニ關スル件(昭和十二年十一月勅令第六百八十號)……一二八
◎在滿洲國大使館ニ教務事務官等ヲ置クノ件(昭和十二年十一月勅令第六百八十一號)……一二八
○在滿洲國大使館教務部規程(昭和十二年十二月調令第一號)……一三〇
○在滿洲國大使館令公布式(昭和十二年十二月大使館令第一號)……一三一
◎在滿洲國大使館教務事務官等ノ在勤加俸及宿舍料ニ關スル件(昭和十二年十一月勅令第六百八十七號)……一三二
○昭和十二年十一月勅令第六百八十七號ニ依リ支給ヌル宿舍料支給規則(昭和十二年十二月外務省令第十九號)……一三三
○昭和十二年十一月勅令第六百八十七號ニ依リ支給スベキ在勤加俸額(昭和十二年十二月外務省令第二十號)……一三四

◉在滿洲國大使館視學官特別任用令（昭和十二年十一月勅令第六百九十號）……一三五

◉在滿學校組合令（昭和十二年十一月勅令第六百九十五號）……一三六

○在滿學校組合令施行規則（昭和十二年十二月大使館令第二號）……一四一

○在滿學校組合設置告示（昭和十二年十二月大使館告示第一號）……一七六

○在滿學校組合吏員服務規律（昭和十二年十二月大使館令第三號）……一七八

○在滿學校組合ノ出納吏及吏員ノ賠償責任並身元保證ニ關スル件（昭和十二年十二月大使館令第四號）……一八〇

○在滿學校組合ノ組合長及出納吏ノ事務引繼ニ關スル件（昭和十二年十二月大使館令第五號）……一八一

○在滿學校組合及組合聯合會書記定員（昭和十二年十二月大使館告示第四號）……一八二

○在滿學校組合有給吏員給料規則（昭和十三年四月大使令第五號）……一八三

○在滿學校組合有給吏員ノ在勤手當ニ關スル件（昭和十三年四月大使館令第八號）……一八四

○在滿學校組合有給吏員僻陬地在勤手當支給ニ關スル件（昭和十三年四月大使館令第十號）……一八五

○在滿學校組合有給吏員ノ宿舍料ニ關スル件（昭和十三年四月大使館令第十二號）……一八六

○在滿學校組合吏員ノ旅費ニ關スル件（昭和十三年四月大使館令第十四號）……一八六

○在滿學校組合職員當直手當及特別勤務手當支給規程（昭和十三年四月大使館令第十五號）……一八七

○在滿學校組合名譽職員費用辨償規程（昭和十三年四月大使館令第十六號）……一八八

◉在滿學校組合待遇職員令（昭和十二年十一月勅令第六百九十六號）……一八九

○在滿學校組合及學校組合聯合會待遇職員定員（昭和十二年十二月大使館告示第三號）……一九一

○在滿學校組合待遇職員俸給支給規則（昭和十三年四月大使館令第四號）……一九二
○昭和十二年勅令第六百九十六號ニ依リ支給スベキ在勤加俸ニ關スル件（昭和十三年四月大使館令第七號）……一九四
○在滿學校組合待遇職員僻陬地在勤手當支給規則（昭和十三年四月大使館令第九號）……一九五
○在滿學校組合待遇職員宿舍料規則（昭和十三年四月大使館令第十一號）……一九七
○在滿學校組合待遇職員旅費規則（昭和十三年四月大使館令第十三號）……一九八
◉在外指定學校職員令（明治三十八年十一月勅令第二百三十號）……二〇六
○滿洲國在外指定學校指定規則（昭和十二年十二月大使館令第六號）……二〇八
○滿洲國在外指定學校職員服務及俸給規則（昭和十二年十二月大使館令第七號）……二一三
○滿洲國在外指定學校指定規則第六條但書及第七條第四項ノ規定ニ依リ教員タルヲ得ベキ者（昭和十二年十二月大使館告示第二號）……二一五

○滿洲國在外指定學校職員俸給支給ニ關スル件（昭和十三年四月大使館令第六號）……二一六
○滿洲國在外指定學校タル小學校又ハ之ニ準ズベキ學校ノ訓導ニシテ短期現役ニ服スル者ノ件（昭和十三年五月二日大使館令第二十五號）……二一六
◉全權大使ノ教育行政ニ關スル事業ニ付職權又ハ特別ノ委任ニ依ル命令事項……二一七
○在滿洲國學校醫規程（昭和十三年四月大使館令第十七號）……二一七
○在滿洲國學校眼科醫齒科醫規程（昭和十三年四月大使館令第十九號）……二一九
○在滿洲國學生、生徒、兒童身體檢査規程（昭和十三年四月大使館令第十九號）……二二〇
○在滿洲國學校教職員身體檢査規程（昭和十三年四月大使館令第二十號）……二二九
三、在滿青年學校教育關係法令……二三五

◎青年學校令（昭和十三年四月勅令第四十一號）……二三五

◎關東洲及滿洲國ニ於ケル青年學校ニ關スル件（昭和十年四月勅令第九十一號）……二三七

○在滿洲國青年學校規則（昭和十二年二月大使館令第八號）……二三八

○青年學校令及青年學校規程制程ノ要旨並ニ施行上ノ注意事項（昭和十年四月一日文部省訓令第二號）……二四四

○青年學校教授及訓練科目要旨（昭和十年八月文部省令第十九號）……二五〇

○昭和十年六月十日陸軍省告示第二十七號……二五四

○青年學校ニ關スル件（昭和十年九月司法部長通牒）……二五五

○青年學校學籍簿ニ關スル件（昭和十年七月司政部長通牒）……二六〇

○青年學校學籍簿ニ關スル件（昭和十年八月司政部長通牒）……二六四

○青年學校手帳ニ關スル件（昭和十年十一月司政部長通牒）……二六五

○青年學校教練科教材配當及進度參考表ニ關スル件（昭和十年十月司政部長通牒）……二七八

○青年學校體操科教材ニ關スル件（昭和十年十月司政部長通牒）……二七八

○青年學校入學並出席狀況ニ關スル件（昭和十年五月司政部長通牒）……二八〇

○青年學校等ノ課稅ヲ修メタル者ノ在營期間短縮ノ爲ノ資格證明ニ關スル件（昭和十年十二月司政部長通牒）……二八三

○兵役法施行令第三十一條第三項ノ規定ニ依ル認定ニ關スル件（昭和十年六月陸軍文部省令第一號）……二八五

○昭和十年陸軍文部省令第一號第一條第四號ノ規定ニ依ル課程ノ認定ノ取扱方ノ件通牒（昭和十年八月關東軍參謀長通牒）……二八六

◎青年學校教練科等査閲令（昭和十年八月勅令第二百四十九號）……二八九

○青年學校教練科等査閲規程（昭和十三年八月陸軍省令第八號）……二九〇
○青年學校教練科査閲心得（昭和十年九月陸軍省令第十六號）……二九三
○青年學校課程修得者檢定規程（昭和十年十一月陸軍省令第二十三號）……二九五
○青年學校課程修得者檢定規程（昭和十一年一月海軍省令第一號）……三〇〇
○青年學校學科査閲施行ニ關スル件（昭和十年十月司政部長通牒）……三〇一
◉兵役法（抄）（昭和二年四月法律第四十七號）……三〇二
◉兵役法施行令（抄）（昭和二年十一月勅令第百三十號）……三〇四
○兵役法施行規則（抄）（昭和二年十一月陸軍省令第二十四號）……三〇七
○學校教練銃器修理ニ關スル件（昭和十年三月關東軍兵事部長通牒）……三一二
◉青年學校教員養成所令（昭和十年四月勅令第四十七號）……三一三
○青年學校教員養成所規程（昭和十年四月文部省令第六號）……三一五
○青年學校教員資格規程（昭和十年四月文部省令第五號）……三一七
○學校教練檢定規程（昭和十年一月陸軍省令第二十二號）……三一九
◉附（一）青年學校制度解說要領……三二七
（二）青年學校制度ニ關スル質疑事項並ニ希望事項ト之ガ解說……三三四
（三）兵事部長口演要旨（昭和十年五月青年學校會議席上）……三四〇
（四）青年學校長會議ニ於ケル參考資料ニ關スル件（昭和十年五月行政課長通牒）……三四四
（附表）青年學校教練科教材配當及進度參考表
四、在滿洲國神社規則（昭和十二年十二月大使館令第十三號）……三五一
五、在滿學校組合昭和十三年度所管學校表……三五九

大、學校に備付くべき簿册樣式……三六三
七、小學校教具教材資料……三九七
八、教員詮衡手續上必要とする書類樣式……四二三

第一章　概　說

第一節　在滿日本人の教育

在滿日本人の教育行政は、神社行政と共に治外法權撤廢の留保條項となり、兩者の行政に關する事務は擧て駐滿全權大使の管掌（昭和十二年勅令第六百八十號）する所となつた。此の所以は固より日本獨自の教育精神の眞髓を一層徹底擴充する要あるに起因することは言を俟たないが、亦一面行政の本質上日本の國民教育と密接不可分の關係を有し、他面全滿日本人教育の一元化を圖り、且つ學校經營の適正合理化を期し以て治外法權撤廢後に於ける新事態に即應せしめようとした結果に他ならない。（駐滿全權大使訓示中より）

從て教育の根本精神も此處に淵源し、我日本の確固不變の教育方針たる教育に關す

る勅語を大本となし、日本精神を涵養振作し、盡忠報國の赤誠に徹せしむるを以て其の基調となされてある。

日本精神は治廢後と雖も脈々として滿洲國に傳承せられ、滿洲國建國の理想も亦右精神に基き、五族相携へて理想國家を建設するにある。

要之在滿日本人の教育方針は、如上の根本精神に立脚して左記五項目に要約することが出來る。（別項植田全權大使訓辭中より）

（一）教育に關する勅語の御趣意を大本とし

（二）日滿一德一心の眞義に徹底し

（三）大和民族をして眞に他民族より信頼を受くるに足る品位と實力とを涵養せしめ

（四）質實剛健、堅忍不拔の精神を養ひ

（五）實用厚生の知識、技能を啓發す

左に掲ぐるは康德五年（昭和十三年）春、植田駐滿全權大使、三浦大使館教務部長により在滿日本人教育に對する精神、方針乃至は方策の全貌が自ら判然するであらう。

駐滿大使訓示要旨

本稿は、植田全權大使が昭和十三年春管下小學校並青年學校長に對しなされし訓示の要旨である。

＝前略＝　惟ふに國家興隆の基は國民教育に順つこと洵に多く、教育の適否は啻に國民各自の人格及禍福に關するのみならず、大にしては直ちに國運の消長に關す、之れ職を教育に奉ずる者の常に思を致すべき所である。

這般締結實施を見たる日滿條約に依り司法行政の全般に亘り、擧げて之を滿洲國に移管せられたるにも拘らず、在滿日本人子弟に對する教育行政は特に之を日本に留保し本使統轄の下に置くに至りたる所以のものは

固より日本獨自の教育精神の眞髓を一層徹底擴充する要あるに起因すること言を

俟たずと雖も亦一面行政の本質上、日本の國民教育と密接不可分の關係を有し、他面全滿の邦人教育の一元化を圖り、且つ學校經營の適正合理化を期し、以て治外法權撤廢後に於ける滿洲の新事態に卽應せんとする結果

に他ならない。

抑々我日本の教育は

教育に關する勅語を大本とし、日本精神を涵養振作し、盡忠報國の赤誠に徹せしむるを以て基調

とせることは、古今を通じて謬らず、中外に施して悖らざる不變の方針である。

即ち、內に在りては國家興隆の基を礎き、外に在りては我が　皇道精神を普く全世界に光被せしめんとする、雄大にして深遠なる理想精神の顯現を骨子とせるものである。

今次事變に於て、我が忠勇なる皇軍は、到る處連戰連勝、世界戰史に稀なる戰果を收め、國威を中外に顯揚したるが如き、又銃後國民が擧國一致、全能力を發揮して總動員的奉仕後援を致せるが如き、之れ全く日本精神を基調としたる國民教育の結果に外ならずと信ずる次第である。殊に今回の日滿條約は

日滿の緊密不可分の關係を愈々鞏固ならしめ、兩國一體となりて、東亞の安定勢力たらんとする精神に基くものにして、日本精神は治廢後と雖も脈々として滿洲國に傳承せられ、滿洲國の理想も亦右精神に基き五族相携へて理想國家を建設

せんとするに在り。

在滿教育の重任にある各位は克く右に述べたる

教育に關する勅語の御趣意を大本とし、日滿一德一心の眞義に徹し大和民族をして、眞に他民族より信賴を受くるに足る品位と實力を涵養せしめ質實剛健、堅忍不拔の精神を養ひ、大いに實用厚生の知識技能を啓發する方針

の下に形而上下に亘り躍進日本、皇道日本の使命達成に適する眞に偉大なる日本國民の養成に力を盡されんことを切に希望する次第である。

今や帝國の內外洵に多事多難にして、國家は國民の全能力を總動員して、東亞永遠

の安定工作に懸命の努力を爲しつゝあり、各位は克く當面の時局の重大性と、其の推移並に雄大にして高遠なる皇國の使命とを明確に認識し、此に對處すべき國民の覺悟を教育の上に徹底實現し、兒童生徒をして、此の聖代に逢ひ得たるの矜恃と之に相應しき自任自戒の德を修德せしめ、以て、

國家有時の大事に處しては忠良なる皇民となり、平時に在りては模範的良民たるの實を擧げんことを期せなければならぬ。　＝略＝

教務部長訓示要旨（其の一）

本稿は昭和十三年一月學校組合主任者會議の席上に於ける三浦大使館教務部長のなせる訓示の要旨である。

＝前略＝　此の機會に於きまして私より新機構成立の精神及之に伴ふ今後の執務方針等に關し、其の所懷の一端を述べまして、特に御留意を煩し度いと存ずる次第であります。

一、客臘十二月一日我帝國の對滿國策たる滿洲國に於ける治外法權撤廢及南滿洲鐵道附屬地行政權の移讓と云ふ劃期的の鴻業が圓滑且つ滯りなく實施を見ました。

申し上ぐる迄もなく、日本の國策の基調とする所は日滿一體となりて、東亞の安定を確保し、日本の皇道精神を普く全世界に顯揚せんとする雄大にして、深遠なる理想精神の顯現に外ならないのであります。道義國家滿洲國の成立並に今回の大業も全く此の精神に基く結果であると確信して居る次第であります。殊に滿洲國は五族が相携へて新しき理想國家を建設するを以て建國の指導精神として居りますが故に大和民族も他の民族と同樣に滿洲國の構成分子として平等に滿洲國家に對する權利を享有し義務を負擔し五族相携へて民族としての發展を遂げんとすること之れ滿洲國の民族國家としての特色であり、且つ日滿不可分の本義なりと斯樣に信ずるのであります。從て、在滿邦人は凡て此の國策の眞義並に滿洲國成立の根本義に徹することが最も緊要と存ずる次第であります＝略＝

二、＝前略＝治外法權並に附屬地行政權の撤廢移讓の根本趣旨は前述の通りなるに拘

らず、特に在滿邦人子弟に對する教育行政が神社及兵事行政と共に日本に留保せらるゝに至りました所以のものは是れ等行政は其の本質上日本國民の國民的傳統、國民教育又は兵役と密接不可分の關係を有する爲であります。其の結果去十二月一日治外法權の撤廢と同時に留保せられたる神社及教育に關する行政は之を全權大使統轄の下に新設大使館教務部に於て之を司掌し、學校の經營は學校組合及聯合會を新設して之に當ることに相成つた次第でありまして、是又在滿邦人の教育制度の上正に劃期的事實と謂ふことが出來るのであります。

今日我日本內地に於きましても滿洲國成立以來各般の事項に亘り全く驚異的躍進を遂げ昨日の日本は既に今日の日本に非ずと思料せらるゝ如く、日々に進步發展を遂げ其の進步發展の新事態に即應する如く諸般の改善努力が拂はれ來つて居るのであり、又盟邦滿洲國も建設當時とは異り今日の如く近代國家としての形態を完備し其の飛躍と國內情勢の推移は洵に隔世の感なき能はざる次第であります。斯る日滿兩國の國運進展の活動の中に育まれ來つた我教育に於ても、之が施設の經營管理に當り克く此の日滿の進展の實相を認識し、新事態に適應せしむる要あり、之が爲め今後組合として爲すべき仕事は洵に多いのであります。

三、以上述べました見地よりして、眞に新事態に適應せしめ、所期の成果を收めます爲には、更に次の諸點に留意し一段の緊張を加へる要あるを認めるのであります。

其の一は日滿不可分一體性の表現の徹底であります。滿洲國內に於て、日本法令に依る學校を經營して行きますこと自體は、日滿の特殊關係を認識せざれば理解し能はざる所でありまして、過般締結の條約に滿洲國側の援助事項を規定してありますのも、全く此の特殊關係に立脚して居りますことは申す迄もない所であります。＝略＝

其の二は事務の刷新と能率の增進であります。＝略＝徒らに舊慣を墨守することなく、法規の研究、事務の反省批判、不斷の創意工夫を重ね、最も進步的且つ能率的、刷新的な氣持を持せられることが肝要と存じます。現下我帝國の國情は內外洵に多事多難にして、支那事變を契機として其客觀的情勢は全く一變し、朝野を擧げ

て、庶政の一新と更生に緊張致し、眞に擧國一致を以て國家の安固と國運の推進を期圖致し居るのであります。即ち政府に於ては此の非常時局に對處する爲政治に經濟に産業に各般の事項に亘つて國家の全能力を總動員し、國民も亦其の職分に應じて、擧國内外に備へつゝあるのであります。此の時局の重大性を認識せらるゝと共に常に公事を念ひ、熱誠以て其の職分を遂行せらるゝに於ては自然叙上の事務改善刷新の實を擧げ得られるのでありまして、之は又一面非常時日本の安泰を期する事に貢獻する結果と信ずる次第であります。＝略＝

教務部長訓示要旨（其の二）

本稿は三浦大使館教務部長が昭和十三年春管下小學校並に青年學校長になせる訓示の要旨である。

＝前略＝惟ふに、我が國教學の大本は畏くも教育に關する御勅語に示し給へるは、今更申上げる迄も無い所でありますが、之が實踐躬行に當りましては、常に新しき事態に適應する樣攻究を加へなければならないと存じます。翻つて我が國今日の狀勢を見まするに内外洵に多事多難、擧國一致國民總動員で、國運の進展に寄與貢獻すべき重大時局に直面致して居るのであります。教育擔當の重任に在る各位に於かれましては常に克く教育道の根本義と現代社會の實相並に在滿邦人教育の特殊性とに鑑み不動の教育方策を樹立すると共に確乎たる信念の下に其の實踐に努めねばならないと思ひます。話が長くなりますから次に二、三項目的に申上げますならば、

第一は日本精神を涵養振作し、盡忠の赤誠に徹せしむる事で、之れは教育一切の基調と致すべきものと存じます。此の點に就きましては今更私より縷々申述べる迄もなく、各位に於かれましても既に思ひを凝らし十分力を致されて居る所と存じますので詳しい説明は略し度いと思ひます。

第二は滿洲國の精神を體得せしめ滿洲國の發達に貢獻するを責務とするの志操を涵養すべき點に就てゞあります。申す迄もなく滿洲國は五族が相携へて新しき理想國家を建設するを以て、建國の指導精神として居りますが故に、大和民族も他民族と同樣

に滿洲國の構成分子として、平等に滿洲國家に對する權利を享有する一面又義務をも負擔しなければならぬのであります。斯くの如く民族協和して其の發展を遂げんとすること之れ滿洲國の民族國家たる特色でありますから、御互教育の衝に當る者は、此の國策と滿洲國の實相とを十分に究め以て前述の條件に叶ふ小國民を養成する樣心掛けねばならないと思ひます。

第三は他民族より信賴を受くるに足る品位と實力とを涵養すべき點に就てでありますが、前述の如く、滿洲國は五族協和の民族國家でありますから、所謂五族の眞の融和がなければ、滿洲國建國の眞義が破壞されるのでありまして、此の滿洲國建國の理想を具現するか否かは全く大和民族の雙肩に掛る重大責務と云はねばならぬのであります。＝略＝

第四は心身を鍛錬し、質實剛健の氣性と堅忍不拔の實行力を養成すべき點に就いてであります。惟ふに現下我が國の難局は短日月に解消すべきものとも思はれませぬので此の點からのみ見ましても、將來次代國民の中堅として立つべき青少年の教育は此の點に重點を置かねばならないと信じます。況や在滿青少年の體位の實狀と不屈の意志力の缺乏を思ふ時此の方面に對する配慮を致すは今日の最緊要事と考へられる次第であります。

第五は勤勞愛好の性格を陶冶し、大いに實用厚生の知識技能を啓發すべき點に就いてであります。刻下我國の情勢は巨大なる國力を準備すべき必要に迫られて居る秋でありまして、其の爲には、全國民の全機能を國家的目的の爲に有機的に總動員する必要を感ずるのでありますが、其の爲には幼少の頃より是非とも斯ふした習慣を養はねばならぬものと存じます。＝略＝

＝略＝尙ほ序に二、三附け加へて申しますならば、

(一)　初等學校並に青年學校の教育は其れ自體が完成教育てあらねばならないと云ふ事であります。元來學校教育の本來の姿は夫れ自體完成教育でなければならない筈でありますが、動もすれば上級學校への準備教育の弊に陷り易いのでありますから、此の點に關しては充分御注意を喚起したいと存じます。特に小學校の兒童は未だ年齡も

若く、身體的條件も充實して居ない爲に、此の樣の弊害は豫想外に大きいものと存じますから、此の點に對しては、特別の御配慮を御願ひする次第で御座います。

（二）**は誤まれる自由主義個人主義思想の匡正**であります。近來日本精神の徹底具現を期しつゝある反面、誤れる自由主義及個人主義を排除しつゝあることは洵に欣懷に堪へぬ所でありますが、猶機微の間に殘留して居る樣見受けられるのでありますから斯の種の思想は色々な機會に於て極力剪除せられたいのであります。

（三）**は時局に對する國民の感奮緊張を日常化し、道義化**して戴き度いと云ふ點であります。元來『日本人は熱し易く冷め易い』と言ひますが、今日の如く躍進日本の大國民としての資格から言ひましても、最早斯る言葉は當て嵌らないのでありまして、此の際確固たる志操を教育の上に植付ける事が、最も肝要と存ずる次第であります。

＝略＝

第二節　在滿日本人教育行政の新機構

在滿の日本人教育に對する治外法權撤廢後に於ける行政上の新機構の概略は

監督機關　大使館教務部

經營機關　學校組合及學校組合聯合會

にして、學校組合は各省を單位として設置せられ、小學校幼稚園等の初等教育及青年學校の經營をなし、學校組合聯合會は各組合の聯合機關にして、各種中等學校の經營に當るものである。

大使館教務部 ｛ 學校組合（各省を單位とし初等學校及青年學校の經營）
　　學校組合聯合會（各組合機關にして中等學校の經營）

註　一、在滿各學校の經營系統に關しては卷末參考五　昭和十二年度各學校所管表參照
　　二、學校組合と學校組合聯合會とは別に從屬關係無きも組合事務の一部は便宜上聯合會に委任せられることゝなる。

而して在滿邦人教育機構上の主なる法令は

（一）駐滿全權大使の神社及教育行政事務の管理に關する件（昭和十二年十一月勅令第六百八十一號）

（二）在滿學校組合令（昭和十二年十一月勅令第六百九十五號）

（三）在滿學校組合待遇職員令（昭和十二年十一月勅令第六百九十六號）

（四）在外指定學校職員令（明治三十八年十一月勅令第二百三十號）

（五）關東洲及滿洲國に於ける青年學校に關する件（昭和十年四月勅令第九十一號）

等にして右は在滿邦人教育行政に携はる者及其の教育の實際に當る者の第一義的に念頭に置くべき法令である。學校組合乃至學校事務に關する諸規程の多くは之に基き制定せられるものにして、就中在滿學校組合令は新教育制度機構の根幹を爲すものである。

在滿學校組合は各省を單位として其の管内に居住する日本人を以て組織せしめられる公法人である。組合法人は通念的には自治權を有する譯であるが、本組合は經營の大部分を國庫及滿鐵の補助に俟つものなるが故に、自治の範圍も自ら縮減せられ實質的には中央（大使館敎務部）より配布せられたる經費を以て、組合及組合管内各學校の經營事務を掌るものである。即ち組合員より徴收せる組合費は一應中央に送り、中央に於ては之に日本國政府、滿洲國政府及滿鐵負擔金等を合して、地方の實情に應じ普遍的に各省學校組合に對し組合經費として配布してゐる。從て表面的には全滿十一省の各獨立せる省學校組合であるが、實質的には全滿を打つて一丸となせる一大組合にして、各省學校組合は、所管の學校經營事務を管掌する支部的の存在である。

在滿學校組合は朝鮮に於ける學校組合の小組合主義なるに對し、大組合主義である。兩者の優劣は俄に斷じ難いが、要するに負擔力の大なる組合は前者を有利と爲し、負擔力の小なる組合は後者に依るを得策とするのが通念である。現在の滿洲國在住邦人の如く、邦人居住密度の濃淡並負擔力の差等甚しき所に在りては、大組合主義に依るにあらざれば、居住密度淡く負擔力少き組合に於ては經費の點に於て行詰り、經營困難となる憂が多分に在る。

以上に依り移住地に於ける小學校は當然各省の學校組合の傘下に包含せられ、組合の經營となる。各移住者は其居住地域所屬の省日本學校組合員となり（在滿學校組合令第

三條）獨立の生計を營む組合員は、其の資產、所得及生計の程度に依り組合費を負擔せねばならぬ。（在滿學校組合令施行規則第十五條）

學校組合費は徵收の便宜上滿洲國の徵稅機關を通じ徵收せられるが、其の額は年々の組合經費の所要額に依り差異あるべきも昭和十二年度の例に徵すれば滿洲國國稅納付額一ヶ年分の八分見當である。移住者に於ては入植當初數年間は滿洲國の國稅を徵收せられる者殆んど皆無に近きを以て入植當初當分年間は學校組合費の賦課を受けない譯である。然し乍ら年々加速的に增大する移住地の小學校費を全面的に組合に於て負擔することは至難なるを以て、玆に於て移民團は直接組合費を納付せざるも臨時費に屬する學校建築費に限り夫役現品の形に於て其の經費の一部を負擔するのである。即ち自村の小學校建築なるが故に、各戶若干の勞力奉仕を爲すか、又は團に於て作製せる煉瓦或は伐採せる木材等の實費提供等に依り不足經費の一部を負擔、協力するものである。

第三節　新機構と移住地小學校との關係

移住地に於ける小學校經營の主體は、之を何處に置くべきか、即ち

（一）從來の如く國庫又は學校組合より補助を受けて、移民團自らが經營に當るべきか

（二）又は、學校組合の經營に引直し、團は單に學校組合費の負擔を爲すに止るべきか

の當初二樣の見解があつた。大使館敎務部に於ては、昨年（昭和十二年十一月）公布の在滿學校組合令に據り、在滿日本人敎育の一元化と云ふ根本方針に立脚し、前節に於て述べたる如く、後者に依るに決した次第である。

然し乍ら、集團移住地に於ける小學校敎育の實情は、小學校經營を自ら行つてゐる日本內地の、自治體の實情に類似の點多く、而も過去に於ても、過渡的ながら此の方法に依つてゐた。恐らく將來と雖も、學校開設の問題、敎員の待遇乃至招聘の問題、

學校組合費負擔の問題其他、在滿一般の小學校經營事情と差異ある特殊事情が相當存在するものと思考される。

於茲、大使館敎務部に於ては、移住地に於ける特殊事情を認め、原則的には法令の示すところに依り各省日本學校組合の傘下に包攝せしめるが、學校組合經營引直しの時期等に付いては、必要に依り若干時間的に餘裕を置き、現地の實情に即した方法に依り處理する方針を採用した。（昭和十三年五月十日、敎務部、滿拓公社の第二回移住地小學校問題懇談會に於ける諒解事項）

從て、在滿日本人敎育行政機構の下に於ける各省日本學校組合對移住地小學校の觀念は、大體に於て、

（一）學校組合は移住地區域內移民團員に對する學校組合費の賦課徵收事務を該移民團に委託し

（二）右の組合費及組合に於て負擔する學校費の適當額を移住地小學校經營費として移民團に配布し

（三）以て、該移住地に於ける學校組合の小學校經營事務を移民團に委託する

（但し人事は大使館敎務部の管掌とす）

ものであると觀て大差ないものと思考せられる。

斯くの如く、學校經營の主體が原則的に學校組合に移り實質的にも當分移民團委託經營の形に於て爲し、且つ實際上學校組合經營に引直されるのも極めて近い時期に在る以上、各移民團は當初より此の觀念の下に、小學校經營に當らねばならない。此の爲には學務當事者は、學校組合經營の下に在る小學校と同樣の心持ちに於て、常に學校組合と密接なる連絡を保持し、且つ其の指揮指導を仰ぐ事が必要である。

過去に於ける移住地小學校經費に付て見るに、小學校經費國庫補助は之を一應移民團の一般歲入に繰り入れ、一般會計の中より小學校經費を支出するの方法に依つてゐた所もあつたが、今後も、學校組合より交付せられる學校經費を斯く取扱ふに於ては之を他の一般經費に流用するが如き違法無きを保し難い。（學校組合費中には國庫負擔金ある

を以て會計檢査を施行せらる）

從て、今後は小學校に關する經費は特別會計として他の一般會計と別個に取扱ひ、常に學校費の明瞭を期せねばならない。

要之、移住地に於ける今後の小學校經營は（青年學校も同樣とす）

（一）學校組合の委託經營にして

（二）適當の時期に於て何時にても組合經營に引直されるものであるとの根本的觀念に立脚し、其の處理に當つては

（一）學校經費は特別會計として取扱ひ

（二）學校所屬の財產臺帳を作成爲し

以て、常に經費及財產の明確を期すべきである。

移住地小學校の經營を移民團に委託するに當つては、學校組合と移民團との間に委託に關する協定を爲さねばならないが、其の協定書樣式は次の如くである。

△何々學校經營委託實施ニ關スル協定書（樣式）

何々日本學校組合（以下甲ト稱ス）及何々移民團（以下乙ト稱ス）ハ何々小學校經營ニ關シ左ノ通協定ス

第一條　甲ハ其ノ指定スル何々小學校ノ經營ヲ乙ニ委託ス

前項ニ依リ乙ニ於テ引受ケタル學校ヲ委託學校ト稱ス

第二條　委託學校ノ經營ニ方リテハ乙ハ甲ノ監督ヲ受クルモノトス

第三條　委託學校ノ一切ノ財產ハ甲ノ所有ニ屬セシムルモノトス但シ特別ノ事情アルトキハ乙ニ於テ之ヲ留保スルコトヲ得

第四條　乙ハ委託學校ニ付テハ一切ノ管理ヲ爲スモノトス

第五條　甲ハ大使ノ指示スル所ニ從ヒ委託學校經營費ヲ乙ニ交付スルモノトス但シ新營費其ノ他學校經費ニ不足ヲ生シタルトキハ乙ハ之ヲ負擔スルモノトス

第六條　乙ハ委託學校ノ經營ニ關スル收支豫算ヲ作成シ特別會計トシテ處理スルモノトス

第七條　乙ハ校地ノ決定變更校舍ノ建築其ノ他重要ナル事項ニ付テハ豫メ甲ノ承認ヲ經ルモノトス

第八條　甲ハ適當ノ時期ニ於テ大使ノ承認ヲ得タル上委託ヲ解除スルコトヲ得

第九條　委託經營解除ノ場合ニ於テ乙ニ留保セル財產アラハ之ヲ無條件無償ニテ甲ニ引繼クモノトス

本協定書貳通ヲ作成シ甲乙記名調印ノ上各其ノ一通ヲ保有ス

昭和　年　月　日

何々學校組合長　何　某　㊞

何々　移民團長　何　某　㊞

註　一、第三條但書　移民團より提供せる假校舍建物は同用地等、本校舍竣工後學校經營上不要となるものを謂ふ。

二、第五條但書　委託學校に對する交付金は原則として他の學校組合直營學校經費と同額であるが、若不足した場合は、移民團は當分年間學校組合費を賦課せられざるを以て其の代りとして現品或は夫役等を以て自村小學校の經營に協力するものである。

三、第八條　學校組合より積極的に委託學校を組合直營に引直さしむる爲のものである。

四、第九條　第三條の學校財產は協定成立當時のもの、又第九條の學校財產は組合直營に引直し當時のものである。

第四節　教育上の事務に就て

前節に述べたる如く移住地の小學校は、近い時期に於て各省學校組合經營に引直されるものなるを以て、各小學校は何時にても正式に移管出來得るが如く、常に總ての事務を明になし置く事が必要である。之れ等の事務上に關しては何れ細則を定められる筈であるが、其れ迄、學校豫算（臨時費を除く）を始め一般教育事務は次の簿冊に依り學校長が責任を以て處理することゝなつてゐる。（教務部編纂、各學校及學校組合事務處理要項中より）

△學校に備付くべき簿冊

本簿冊の樣式は別表學校に備付くべき簿冊の樣式參照

簿冊種別	摘要
1. 俸給給料支拂明細書 2. 宿舍料及當宿直手當支給明細書	個人別の支給明細書正副二通を作成し各自の受領印を徵す 正本は證憑として學校に保留し、副本は決算書に添付し組合長に送付す。

3.	物品購入並經費支出書	現金受納と同時に代金請求書を徴し、物品購入並經費支出書に檢收印を捺し且代金受領印を徴す。
4.	小修工事施行調書	工事完了と同時に竣工檢印を捺し代金を支拂ひ受領印を徴す。
5.	支出內譯簿	支出金は證憑と照合し得る樣整理す。證憑は支拂順に通番號となす。
6.	豫算差引簿	月末其月の決算額を當該費目別に差引整理す。
7.	經費支拂決算書	毎月十日迄に前月分の決算書を作成し組合長に提出す。豫算費目の流用は組合長の認可を要す。
8.	前渡金整理簿	前渡金は確實なる銀行、郵政局等に預入し又は之等の設け無き地の學校は保管方法を定め組合長の承認を受く。
9, 10.	物品請求票 消耗品受拂簿	文具及消耗品は請求票を以て整理し、月末に於て受拂簿に記帳す。
11.	出張報告書	組合區域內出張は學校長專決、組合區域外及學校長の出張は組合長の承認を要す。校長專決の出張は翌月五日迄に一括組合長に報告す。
12.	納付書	授業料、舍費等の收納は、納付書により決裁を得現金出納箇所に納入し、納金通知書と照合の檢印を付す。
13.	諸收入金明細書	其の月收入額は明細書を添へ翌月五日迄に組合長に報告す

14.	送金書	送金は送金書三通を作成し內二通に現金を添へて組合長に送付す。
15.	學級編成表	各學校長は組合長の翌年度收支見積り調製資料として、四月二十日迄に組合長に提出す。
16.	通學區域內職業別調査表	
17.	人件費調書	
18.	收支見積書	
19.	收支豫算書	翌年度收支(實行)豫算書を作成し二月末日迄に組合長に提出す。
20.	備品講入調書	
21.	國庫納金額表	各學校に於ける國庫納金は明細書を添附し組合長に送付す
22.	歲入內譯表	(十六號の收支見積書の原簿に相當す)
23.	歲出內譯表	
24.	豫算整理簿	(六號の豫算差引簿の項參照)
25.	現金出納簿	(八號の前渡金整理簿の補助簿に相當す)
26.	授業料徵收簿	(十二號の納付書の項參照)

27. 處務日誌	日々の處理事項を記載す。	
28. 公務財産臺帳	學校に所屬する財産臺帳とす。	
29. 備品臺帳	學校備品を明細に記載す。	
30. 文書受付簿		
31. 親展文書受付簿		
32. 電信受付簿		
33. 出張命令簿	（十一號の出張報告書の項參照）	
34. 金券整理簿	支拂を小切手等により爲す場合に使用す。	
35. 圖書物品交付簿		
36. 電話處理用紙		
37. 市外通話簿		

38. 起案用紙		
39. 文書發信簿		
40. 郵便切手受拂簿		
41. 當直用郵便切手受拂簿		
42. 電報發送簿		
43. 送付簿	文書其他を使に託し送附する場合の送達簿とす。	
44. 出勤簿	學校職員用とす。	
45. 遲參簿		
46. 早退簿		
47. 特勤簿	特勤とは時間外其他休日の特別勤務とす。	
48. 職員住所簿		
49. 當直日誌		

以上の簿冊の他、大きい小學校に於ては、夫々の補助簿の必要もあるものと思考されるが、現在の移住地小學校に於ては、電話關係の簿冊の如く不要のものもあり、又發受文書の如く各簿冊毎に備へる迄に及ばないものもある。之れ等の點に關しては、事務の不明瞭を來さざる範圍に於て各自適宜處理すべきである。

第二章　集團移住村に於ける小學校經營

第一節　小學校開設の時期及學童並學級數の推移

一、小學校開設の時期

滿洲に於ける日本內地人集團農業移民（甲種移民）は、大體に於て前年（準備年）の三、四月頃先遣隊（基幹移民）が先づ入植して設營に相當する準備作業に當り、當年の二、三月頃に當り本隊の入植を見るのを普通としてゐる。先遣隊及本隊の割合は概ね全數の二割が前者、八割が後者見當である。假りに一移住村戶數を三百とすれば約六十人が先遣隊として前年春入植し、殘り二百四十人餘は本隊として當年春入植するのである。

而して移住者が家族を招致するは、概ね本隊入植の年の秋からである。移住地小學校經營の必要も此の時起る譯であるが、斯る重要事項は、家族招致後に於て始めて對策を講ずるのでは到底間に合ざるを以て、豫め之れに對應し得るが如く、計畫と準備を爲さねばならぬ。

此の爲には移民團の責任者は、本隊員が入植なさば直ちに團員各個に付き

1. 招致すべき家族數
2. 並に其の招致豫定年次

を精密に調査するを要する。之れは啻に小學校教育のみならず、個人家屋の建設計畫を始め移住地建設及經營上必要缺くべからざる重要事項である。

招致家族調査に當り教育關係事項として特に正確を期すべきは

1. 就學兒童の男女別並學年別
2. 及未就學兒童の男女別並年齡別

である。移住地小學校經營上の諸問題は右の就學、未就學兒童數を基調とせる見透しの下に發足するものである。

二、學童數の推移

小學校就學兒童數は各團構成團員の老若等に依り差異あるを以て之れを一律に表示する事は不可能であるが、其の大凡の見透しを付けることは困難でない。

次に掲ぐるは既往入植の第一次以降第五次各移民團の實際及之れを基調として推算したる、各移民團平均の入植當初十箇年間に於ける學童概算を想定せるものである。特に異例に屬すべき移民團は別として、大體に於て今後入植の移民團は此の想定數參酌の下に計畫を進めて、大なる過誤無きものと思考される。

△移民團學童數想定表

年次	算出基礎	甲村（三百戶）			乙村（二百名）			摘要
	有家族戶數對兒童數比率	現兒童數對自然增加率	一村戶數の推移	有家族戶數の推移	想定兒童數	一村戶數の推移	有家族戶數の推移	想定學童數	
一	六〇%	一%	三〇〇戶	一五〇戶	九〇名	二〇〇戶	一〇〇戶	六〇名	（一村の半數を有家族者として、第一年度（學年度）全部家族招致と看做す）

二	一	二〇	三〇〇	二二五	一一〇	二〇〇	一五〇	七〇	（一村の中數名獨身者とし第二、三年度に各中數名妻帶するものと看做す新妻帶者は學童たらざるを以て現學童數に對する自然增加率を二〇%と看做せり）
三	一	一五	三〇〇	三〇〇	一二五	二〇〇	二〇〇	八〇	
四	一	一五	三〇〇	三〇〇	一四〇	二〇〇	二〇〇	九〇	
五	一	一五	三一〇	三〇〇	一六〇	二一〇	二〇〇	一〇五	自然增加率を現學童數に對し一五%と看做せり。
六	一	一五	三二〇	三一〇	一八〇	二二〇	二一〇	一二〇	
七	一	一五	三三〇	三二〇	二一〇	二三〇	二二〇	一四〇	第二年度妻帶者の子供の就學年に當る
八	八〇	一	三四〇	三三〇	二六五	二四〇	二三〇	一八〇	
九	九五	一	三五〇	三四〇	三二〇	二五〇	二四〇	二三〇	第三年度同
一〇	一〇〇	一	三五〇	三五〇	三五〇	二五〇	二五〇	二五〇	日本國村平均學童數たる戶數に對する一〇%と外地七五%を參酌推定せり

註 一、本表は本隊入植の年より翌春三月迄を第一年とす。（以下同）
二、增加戶數は據故移民等の增加を豫想せるものにして、其れも當初は缺員、補充程度なるべければ、實際增加は五年以降とせり。
三、移住者は平均年齡三十歲前後にして入植當初は一般に比し學童數の割合少し。

三、學級數及教員數の推移

大使館教務部に於て規格標準とせる在外指定小學校の編成は次の如くである。

△複式學級編成標準

兒童數	學級數	教員數	摘要
一〇—一九	一	一	他に支那語囑託、裁縫囑託各一以上を置くものとす。
二〇—四九	二	二	
五〇—九九	三	三	
一〇〇—一四〇	四	五	
一四〇—一九九	五	六	
二〇〇—二四九	六	八	
二五〇—三〇〇	七	九	

右は大體の標準を示せるものなるを以て、學年組合せの都合等の實狀に即する場合

は幾分の變更も止むを得ざるところであるが、前掲の移住地學童想定數に其の儘當嵌めるときは左の如き編成となる。

△移住地學童想定數に對する學級編成表

種別	村別	第一年	第二年	第三年	第四年	第五年	第六年	第七年	第八年	第九年	第十年
兒童數	甲村	九〇	一一〇	一二五	一四〇	一六〇	一八〇	二一〇	二六五	三一〇	三五〇
	乙村	六〇	七〇	八〇	九〇	一〇五	一二〇	一四〇	一八〇	二三〇	二五〇
學級數	甲村	三	四	四	四	五	五	六	七	八	八
	乙村	三	三	三	三	四	四	四	五	六	七
教員數	甲村	三	五	五	五	六	六	八	九	一一	一一
	乙村	三	三	三	三	五	五	五	六	八	九

第二節　校地、校舍、寄宿舍、教具教材

移住地小學校經營上の諸施設、例ば校舍、寄宿舍、運動場、實習場及其の他諸種の設備は、啻に開設當初に於ける計畫のみに止らず、將來に於ける兒童數推移の見透しを附け、之に對應し得るが如く計畫を樹立せねばならぬ。即ち移住地小學校の兒童數は一般に比し增加率著しく多きが故に、失費、無駄の多き其の都度の急場凌ぎの擴張施設に依ることなく、少くとも入植後十ヶ年間程度の見透しを附け、此の下に諸種の計畫を進めることが肝要である。

校舍の改修增築は比較的多額の經費を要し而も其の出來榮えは多くの場合滿足なる結果は期待出來ない。滿洲に於ける建造物の如く煉瓦若は土杯子を材料とするものに於ては特に然りである。故に最初より十年間を二期乃至三期に分ち年次計畫の下に施設を進めるのが最も有效適切なる方法であると思考せられる。

而して移民團に依りては、入植當初に於ける兒童數意外に少いものもあるべく、斯

る際は最初の一二年間は在來家屋を利用し、相當數の增大を見たる上にて本施設に着手するも一の方法である。其の邊の點は實情に即し夫々工夫の必要がある。

別紙小學校施設の設計圖は前述の甲、乙兩村に於ける入植後十ヶ年間に於ける學童數の推移想定數を基となせる試案にして、其の建設豫想年次及計畫要領の大要は次の如くである。

一、移住地小學校十年計畫年次表

區別	甲村(三百戸)	乙村(二百戸)	建坪數	教室數	兒童收容見込數	摘要
第一期	第一年乃至第二年	第一年乃至第二年	一七〇坪	五室	二〇〇名	一、教室五の中一は特別教室(兼用)とす
第二期	第六年乃至第七年	第八年乃至第九年	一五三	四	一六〇	
計			三二三	九	三六〇	二、一教室收容人員は四十名强とす

二、移住地小學校計畫要領

(但し入植後十年の通常兒童數に到達したる場合に對應したるもの)

1. 校地

移住地小學校教育の通念的目標たる農業教育或は勞作教育等に重きを置きたるを以て、相當廣面積の防風林を兼ねた學校林や農業實習場並之が附隨建物等を取り入れたるが爲め約一萬坪を想定した。然し土地の狀況によりては防風林に代ふるに圍壁を以てし、又實習場及大運動場等は附近の適當箇所に求むる場合もあるべく、斯る際は若干の增減は止むを得ぬであらう。

2. 校舍

イ、兒童數　三五〇人(內譯男女各一七五人)

ロ、一人當教室　座席面積〇・四平米と見て約一・二平米

ハ、一教室　四八平米(長八米巾六米、約十五坪)

ニ、一教室收容人員　四〇人(稍々無理をせば五〇人迄可能)

ホ、教室數　九室(內一は特別教室であるが、之を一般教室に利用するときは總數三五〇人の收容可能なり)

ヘ、職員數　八學級乃至九學級と見て一一人見當收容

ト、職員室　職員一人當二・五平米、室の面積二七平米

チ、講　堂　一人當〇・六平米、兒童、職員三六一人餘收容を目標として二一六平米

リ、便　所

(一)男兒數　小便器　二〇人ニ付一ケ　一七五人分　九ケ
　　大便所　四〇人ニ付一ケ　同　五ケ

(二)女兒用　大便所　一五人ニ付一ケ　同　一二ケ

ヌ、廊下其他雜室　二〇%

3. 寄宿舍

イ、收容人員　一二〇名　兒童總數の約三分の一收容と見て

ロ、舍　室　一二室　一人ニ付一疊と見て一〇疊間一〇室

ハ、食　堂　三〇平米　一人ニ付〇・五平米、男女別々に食事ることゝし一回に六〇人收容

ニ、浴　室　一回に入浴兒童一二人と見て

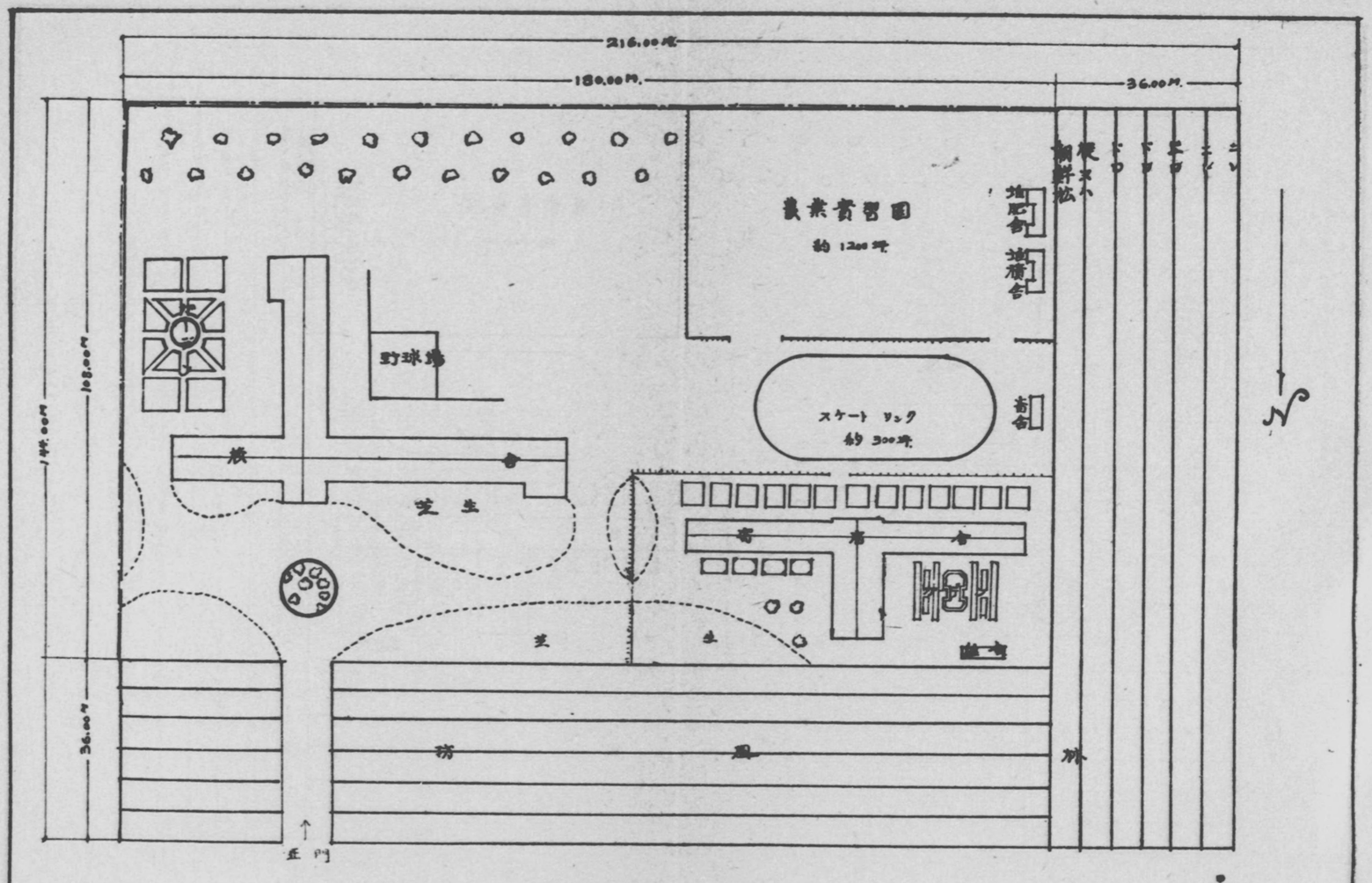

移住地小學校配置圖

縮尺 千分ノ一米

移住地小學校ノ會平面図	
第一期計畫	557.50㎡(170坪)
第二期計畫	508.50㎡(153坪)
合計	1066.30㎡(323坪)
第一期建坪	502.85㎡
第一期地積	55.25㎡
敷地平積	31104.00㎡

凡例 第一期計畫 / 第二期計畫

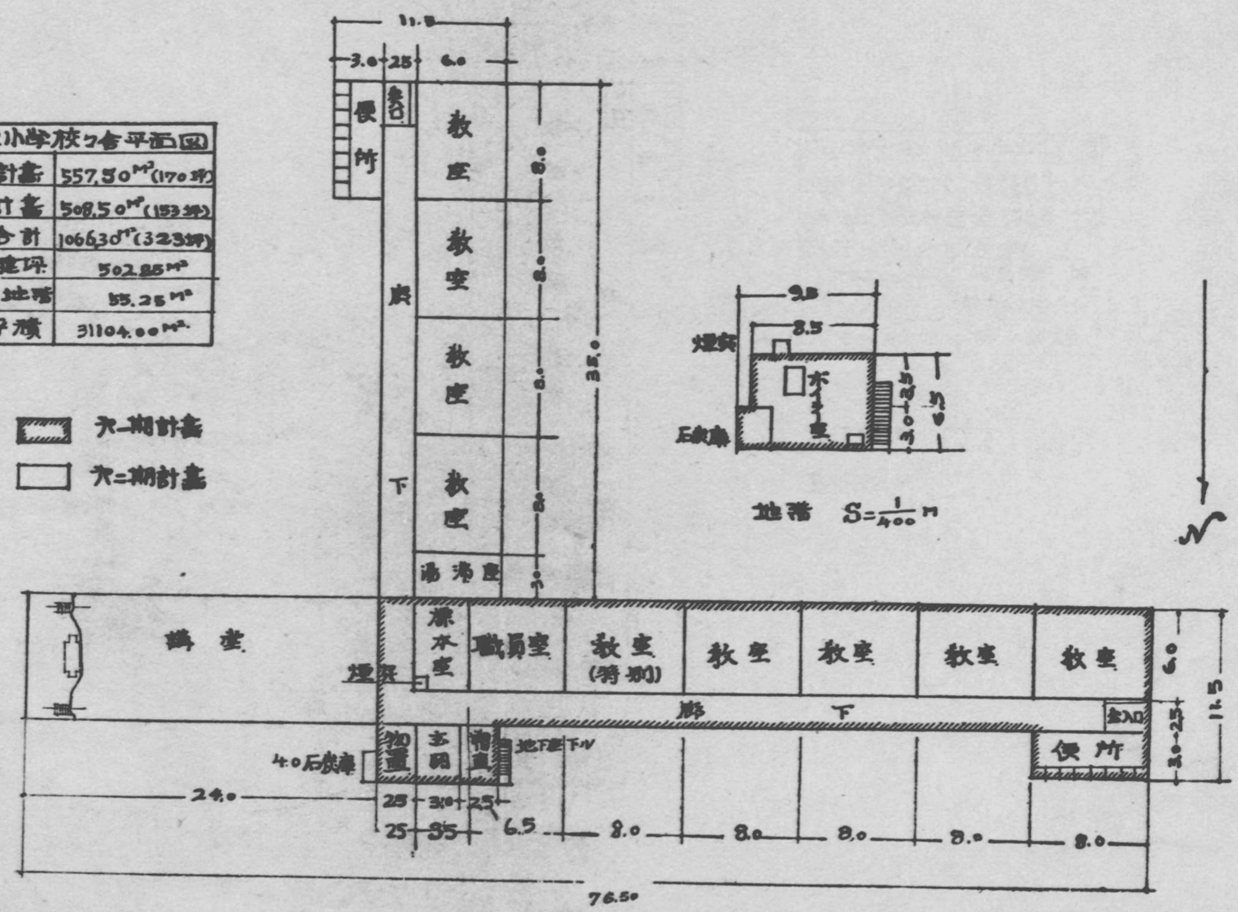

平面 S=1/400 m

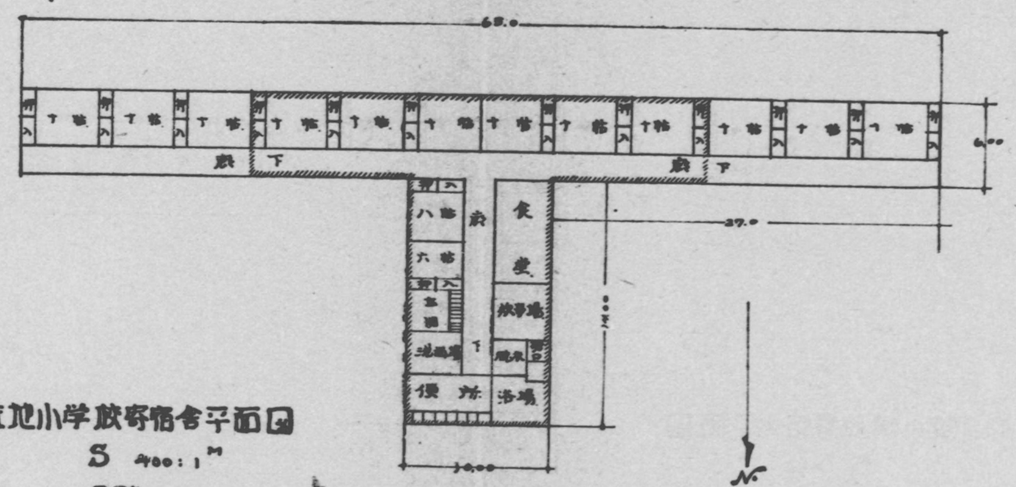

移住地小学校寄宿舎平面図

S 400:1 M

平積 560.00 M²

凡例

次一期計畫 305.60 M² (118坪)

次二期計畫 154.40 M² (58坪)

成了後平積 560.00 M²

イ、浴　室　一・五平米　一〇人に付　一・二平米の割
ロ、洗　場　一三・五平米　一人に付〇・九平米の割
ハ、脱衣場　六・〇平米　一人に付〇・四平米の割
ホ、便　所
(一)男兒用　小便器六ヶ　二〇人に付二ヶ
　　大便器三ヶ　二〇人に付一ヶ
(二)女兒用　大便器六ヶ　二〇人ニ付二ヶ
ヘ、舍監室　三六平米　舍監一人　家族持ちとし、六疊、八疊の二間を豫定す。

次に教具、教材等は、開校匆々整備することは至難なるを以て、年々の經常費中より、差し當り必要缺くべからざる物より漸次揃へるの他はない。小學校に必要なる教具、教材に關しては卷末參考八、小學校教具教材資料を參照せられたい。

第三節　移住地小學校教員

移住地第二世教育の正しき實を結ぶか否かは其の任に當る教員の如何に歸すると云

へる。されば移民團に於ては、移住地建設事業上の最重要事項の一として、夙に此の教員たる人物詮衡に留意し、其の選定に遺憾無きを期せねばならぬ。

現在移住地小學校のみにても年々百名以上の新規教員を必要とする在滿日本人小學校教育の趨勢に對應する爲、大使館教務部に於ては、新に滿洲に小學校教員養成の機關を新設の計畫を進められつゝあると云ふが、其の實現を見る迄は從來通り適任者を日本內地に求めねばならぬ。

滿洲國に於ける在外指定學校職員の任免は、奏任文官同一待遇者に在りては外務大臣及文部大臣之を奏薦し內閣總理大臣之を宣行し、判任文官同一待遇者に在りては滿洲國駐箚特命全權大使之を行ふ（在外指定學校職員令第三條及第六條）ことゝなつてゐる。從て移住地小學校教員も其の身分に關する權限は一切大使館教務部にある譯である。然し實際問題としては、移住地の特殊事情及取扱の便宜上から、移民團長の意志を參酌して決定される筈である。即ち團長に於て適當と認めたる教員の候補者を推薦すれば大使館教務部に於て適當に考慮詮衡されるものである。何れにしても、教員の養成機關を持たぬ滿洲國邦人教育の現狀に於ては、所要の教員は殆んど全部を關東州若しくは日本內地の各府縣に求めねばならない。

移住地小學校教員は成るべく團員と同一地方或は同一府縣出身者を欲せられてゐるが、其の銓衡上の條件、地位及待遇、募集の手續等は大略左の如くである。

一、詮衡上の條件

1. 資格（在外指定學校指定規則第六條に據る）
   - イ、校長　小學校本科正教員免許狀所有者
   - ロ、訓導　小學校正教員免許狀所有者
   - ハ、准訓導　小學校准教員免許狀所有者（但し團員出身者に限る）
2. 經歷
   - イ、成るべく農村小學校に奉職中の者
   - ロ、成るべく兵役に服したる者
3. 年齡

イ、校　長　三十歳乃至四十歳程度

ロ、其　他　二十三歳乃至三十歳程度

4. 性格並志操

イ、意志鞏固にして堅忍の性格を有する者

ロ、農業移民事業の實相に就き十分なる認識を有し團員と苦樂を共にする覺悟ある者

ハ、永く移住村教育事業に從事するの決意ある者

5. 健　康

イ、身體强健にして勤勞生活に耐へ得る者

ロ、特に呼吸器病、トラホーム等の疾患無き者

6. 家　族

イ、成る可く有家族者にして且つ日本内地に扶養者を有せざる者

ロ、家族も亦身心堅固にして移住村の生活に耐へ得る者

二、地位及待遇

1. 移住村に於ける地位

幹部の一員として移住村教化の中心者となる

2. 待　遇

イ、團員外より招聘の教員（在滿一般小學校に同じ）

（一）本　俸　本人の履歴に依り日本内地に於ける現給額を基準として決定す

（二）在勤手當　新京に於ける在勤手當（本俸の八割）を標準とし、各地の事情に依り最底七割最高十七割五分の範圍に於て增減支給す

（三）住　宅　住宅を貸與し或は相當額の住宅料を支給す

備考　本人の希望に依りては緣故移民（自由移民の一種）に準じ教職の儘入團の便宜あり。此の場合入團後の待遇は『ロ』に依るものとす。緣故移民は一般團員と同樣政府の補助金（但し自由移民なるを以て一戸當約五百圓）並滿拓公社の助成を受け且つ團の一員たるの權利を享有すると共に義務を負擔

するものとす。

ロ、移民團員又は其家族出身の教員

(一)特別手當　在勤手當を支給せざるも特別手當（本俸の五割）を支給す

(二)其　他　『イ』に同じ

三、詮衡手續上必要とする書類（移民團長より推薦する場合は所管省日本學校組合を經由して大使館教務部宛提出す。但し便宜滿拓を通じ提出するも可）

1. 自筆履歴書（寫眞添附）三通（卷末、參考八、教員詮衡手續上必要とする書類樣式一參照）
2. 最終卒業學校の成績證明書一通（但し本證明書は教務部より直接本人の出身學校に照會取寄す）
3. 卒業證書寫一通
4. 教員免許狀寫一通
5. 官公立病院に於て作成せる身體檢査書一通（卷末、參考八、教員詮衡手續上必要とする書類樣式二參照）
6. 身上調査書一通（同上三參照）
7. 身許證明書（町村長）一通

備考　在滿邦人小學校は日本法令に依り公法人たる在滿學校組合の設立に係り、總て在外指定學校にして、訓導は文官と同一の待遇を受け、內地公立學校との間には相互に轉任の途を開かれ其の在職年數は恩給上相互に通算せられ兵役關係に於ては內地公立學校小學校訓導在職者と同等に看做さる。

以上の教育銓衡並待遇等に關しては大使館教務部に於て大體の方針として決定せるものである。移民團長は之に基いて小學校開設前に、豫め適任と認むる意中の候補者を大使館教務部に推薦なし置くを適當と爲すであらう。

既往の移民地小學校に於ける場合は、差當り團員の中から小學校教員の有經驗者を選び、之をして教育に當らしめ、然る後逐次必要に應じ團員以外より專任の教育を招聘する方法に依つてゐた。

斯る方法は移住地の實情よりして、適任者を求めることの至難の場合及開設當初一、二年間の兒童數極めて少き時期に於ては止むを得ざるところなるも、今後の移住地は既往のそれと環境を異にし、且つ最初より相當數の兒童在るを豫想なされるが故に、成るべく設立の當初より專任者を置く必要がある。理想的と思料せられる方法は移住

者選定の際に入植後教育方面を擔當とする有資格者を其の中に加へて置くことであるが、然し實際の問題となれば其れも至難に近いところなるが故に、入植の後必要に應じて適任者を求むる方法に依るの外はない。其れにしても、出來得れば學校開設の二、三箇月前より入村せしめ、學校開設に關する諸般の準備に自ら當らしむるを適切とするであらう。

尙玆に附加したきは、團員外より招聘するに當り、豫め內地に於て若干の訓練を施すの問題である。之は教育の重要性に鑑み其の人選を嚴にする意味に於て、將又、入村の前些かなりとも移民事業の實相並に觀念を把握せしめ置く必要の上からも、眞に適切なる處置であると思考せられる。

此の間に於ける訓練經費の問題に關しては、學校開設の前に在りては移民團の公費を以て支辨し、又學校開設の後に在りては、監督機關の承認を得て、學校經費より支給する方法も考へられるのである。

第四章　小學校設立の認可申請

小學校開設の場合には設立者より駐滿全權大使に對し小學校設立認可の申請を爲さねばならぬ。在滿邦人の教育機構下に於ける小學校設立者は學校組合長である。（在滿學校組合令施行規則第一條）移住地に於て小學校を開設せんとするときは、其の必要なる所以を組合長に具陳し、組合長に於て之を必要と認むるときは駐滿全權大使に對し認可申請の手續を採るものである。申請書の樣式は次の通りで、移住地に小學校を開設せんとする場合移民團長より組合長宛具陳する事項も之と同樣である。

註　在滿居留邦人に適用される小學校設立認可申請に關する規則は現在制定されてゐない。理由は在滿邦人小學校は全部學校組合立の在外指定學校たるべしとの原則に依るものである。併し乍ら實際に於ては移住地小學校の如く中には設立と同時に在外指定學校たらしめることの困難なるものもあり、之等は行政的處置の意味に於て若干の例外が認められ、所謂認可學校（私立學校）として、大體に於て關東州私立學校規則（昭和十一年五月關東廳令第四十號）に準じ處理されてゐる。

移民團長が小學校開設方を學校組合長に具陳する場合は、要は申請書作成の材料を提供すれば足りる

ものなるを以て、必要事項を口頭に依り爲しても差支へない。

小學校設立認可申請書（樣式）

昭和　年　月　日

何省日本學校組合長　氏　名　㊞

滿洲國駐劄特命全權大使　殿

今般何々ニ於テ左記ノ通リ尋常高等小學校設立致度ニ付御認可相成度此段及申請候也

記

一、名　稱

二、目　的

三、位　置（成る可く地圖を附し示すこと）

四、設立者氏名並其ノ經歷（別紙として添附のこと）

五、學　則（別紙として添附のこと）

六、經　費（年度別收支豫算書として添附のこと）

七、維持ノ方法

當組合ニ於テ經營ス。但シ當所ハ何々移民團ニ對シ委託經營トナシ、適當ノ機會ニ於テ學校組合經營ニ引直ス

八、教職員氏名及履歷書（別紙として添附の事）

九、校地、校舍及附屬建物等ノ圖面（坪數、間數記入別紙として添附のこと）

十、兒童數（學年並に男女別兒童數を明示し別紙として添附のこと）

△何々小學校年度別收支豫算書

種別	豫算			摘要
	何年度	何年度	何年度	
收入合計	円	円	円	別紙收入參照
支出合計				別紙支出參照

經常部	
臨時部	
差引殘額	

△何々小學校年度別收支豫算

收入

科目		豫算額			摘要
款	項	何年度	何年度	何年度	
一、使用料手數料		円	円	円	
	1.授業料				何年度何人、何年度何人、何年度何人@何十錢(月)
	2.寄宿舍使用料				何年度何人、何年度何人、何年度何人@何圓(月)
二、繰越金					
	1.前年度繰越金				

三、寄附金					
	1.指定寄附				
	2.一般寄附				
四、雜收入					
	1.物品賣却代				
	2.預金利子				
	3.雜入				
五、團員分擔金					(但し新營費に對するもの)
	1.戶別費				何年度何戶@圓 何年度何戶@圓
	2.賦役				何年度何戶@圓 勞力見積額一日何圓
收入合計					

支出

經常部

科目 款	科目 項	豫算額 何年度 円	豫算額 何年度 円	豫算額 何年度 円	摘要
一、俸給					
	1.校長給				月何圓
	2.訓導給				月何圓　何人分
	3.准訓導給				月何圓　何人分
二、雜給					
	1.傭人料				小使何人月何圓
	2.旅費				赴任旅費　何人分
					出張旅費　何人分
	3.宿舍料				
					月額何圓　何人
					月額何圓　何人

	4.慰勞金				俸給何圓ノ何割
					傭人料何圓ノ何割
三、需用費					
	1.備品費				特別備品何々
					普通備品何々
	2.消耗品費				
		筆墨紙類	何年度	何圓	
		文具類	何年度	何圓	
		薪炭油類	何年度	何圓	
			何年度	何圓	
		圖書費	何年度	何圓	
	3.圖書印刷費		何年度	何圓	
		印刷費	何年度	何圓	
			何年度	何圓	

	4.通信運搬費			
四、修繕費				
	1.建物修繕			
	2.機器修理			
五、雜費				
	1.運動會費			
	2.兒童奬勵費			
	3.何々費			
	4.雜費			
經常部計				
臨時部	通信費	何年度 何圓	何年度 何圓	何年度 何圓
	運搬費	何年度 何圓	何年度 何圓	何年度 何圓

科目		豫算額			摘要
款	項	何年度	何年度	何年度	
一、新營費		円	円	円	
	1.校舍建築費				何坪○何圓
	2.寄宿舍建築費				何坪○何圓
	3.職員宿舍建築費				何坪○何圓
	4.校舍設備費				何々何々等
	5.寄宿舍設備費				何々何々等
	6.何々設備費				何々何々等
二、事務費					
	1.給與				何々何人
	2.雜給				何々何人
	3.需用費				何々何々等
	4.雜費				何々何々等
臨時部計					

支出合計			

註 一、本豫算書は大體の見透しなるを以て第一年度以外は推則にて可とす
二、編成方法は支出額に對し使用料、手數料、寄附金、雜收入は團員分擔金等の合計を比較し、其の部分全額を組合負擔と爲す如く編成す。不足

△何々小學校年度別兒童豫想數

學年別 / 年度 / 性別	尋常科						高等科			合計		
	一年生	二年生	三年生	四年生	五年生	六年生	計	一年生	二年生	計		
何年度 男												
何年度 女												
何年度 計												
何年度 男												
何年度 女												
何年度 計												

註 本表は大體の見透しなるを以て第一年度以外は推則數にて可とす。

第五節　在外指定學校の指定申請

小學校設立認可に引續き在外指定學校指定規則に據り、在外指定學校たるの指定申請手續きを爲さねばならぬ。移住地小學校を在外指定學校たらしめる指定申請の手續きは、其の資格と條件を具備せる時機に於て設立者たる學校組合長が爲すことゝなつてゐる。之と同時に小學校經營は移民團委託經營より學校組合直營に引直される。即ち移民團委託經營時代は在外指定學校となる迄の準備時代にして、此の間に於て各移民團は自村に適當と思料する一の型を造ると共に、校舍、設備等を整へ、一般水準に達したる曉之を學校組合直營に引直すものである。移民團委託經營時代を第一期とす

れば學校組合直營に引直された時は第二期に相當し移住地小學校教育制度は此處に於て始めて確立したものと云ふことが出來る。

設立認可のみの所謂認可學校と、在外指定學校として指定せられたる所謂指定學校との相違は判り易く云へば、前者は私立學校であり、後者は公立又は官立學校である等しく小學校教育たることに差異は無いが、前者は有資格教員と雖も恩給の恩典に浴することが出來ない。

併し乍ら認可學校と雖も有資格教員が校長たるにあらざれば、學校を卒業するとも正規の小學校教育を卒へたるものと云ふことは出來ない。即ち有資格教員の校長が發給する卒業證書にあらざれば、正規の小學校卒業證書とは認め難い。

註　昭和十三年牡丹江省寧安縣自由移民團仙洞小學校の卒業生七名は右に該當し、而も其内には上級學校入學志願者もありたるを以て、學校組合主事並小學校長の盡力に依り、牡丹江小學校長の認定にて卒業證書の交付を受けしめた。此の際に於ける校長の卒業證書發給は、家庭教師の教育を受けたる兒童に對し小學校長が認定に依り卒業證書を授くると同義である。

世上多くの場合私立學校よりも公立乃至官立學校の方が種々の點に於て優つてゐるかの如く見られてゐるが、此の場合に於ても然りである。即ち假令設立の認可があつても、其の管理及維持の方法確實にして所定の學科を教授するに足るべき相當の教員は設備を具ふるに（滿洲國在外指定學校指定規則第四條）あらざれば指定學校として指定されない。

義務教育は公の機關にて經營さるべきにして姑息的な經營に委ねべきにあらざることは通念である。特に移住地に於ける小學校は事實上公立であり、且つ移住の目的達成の上からするも、永久的の鞏固なる基礎の上に立つを絶對條件となされてゐるを以て、此の意味に於てするも指定學校たるの資格を獲得して置かねばならぬ。

認可と指定の相違は形式上よりせば、單に其處に勤務せる教員が、恩給の恩典に浴すと然らざるとにあるが、移住村に於ける義務教育と云ふ、如上の根本觀念より發足するときは、指定學校たらざるも別に不自由を感ぜざるの故を以て、何時迄も認可學校の儘にて放任し置くべきではない。

在外指定學校の指定申請手續は普通、設立認可後に於て第二段に爲すべきであるが、

指定學校たるの條件さへ具備せば、同時に申請しても差支へない。

指定學校たるには前述の如く、經營の基礎鞏固たる事が必要であるが、同時に教員は（滿洲國在外指定學校指定規則第六條）

一、校　長　小學校本科正教員免許狀所有者

二、訓　導　小學校正教員免許狀所有者

三、准訓導　小學校准教員免許狀所有者

四、其　他　別に大使の指定したる者（昭和十二年大使館告示第二號）

たるに限られてゐる。

在外指定學校指定申請書（樣式）

昭和　年　月　日

滿洲國駐箚特命全權大使　殿

何々尋常高等小學校
設立者　氏　名　印

今般當何々尋常高等小學校儀滿洲國在外指定學校ニ御指定相受度候條左記事項相具シ此段及申請候也

記

一、學校ノ名簿

二、學校ノ沿革

創　立　年月日

設立認可　年月日（認可番號等明記の事）

三、學　則（別紙として添附）

四、職員ノ氏名及其ノ履歷書

校　長　氏名（履歷書別紙として添附）

訓　導　氏名（同　　）

准訓導　氏名（同　　）

五、現在生徒學年別及學級別人員
六、校地校舍及附屬舍等ノ平面圖（坪數、間數等詳細に記入し別紙として添附）
七、經費及維持ノ方法
既往收支決算又ハ豫算（別紙として添附）
本年度ノ豫算（別紙として添附）

註　第一號の學校の名稱は第三號の學則變更には大使の認可を要す。（滿洲國在外指定學校指定規則第一條第二項）

第六節　小學校學則

次に掲ぐるは大使館教務部に於て、移住地小學校學則準則として、研究作成せられたものである。各移民團の獨自的の立場から之れに多少の修正又は附加爲すは差支へないが、大體に於て本案各條の規定は必要の限度にして、殆んど削除の餘地無きものである。

註　一、本準則案中將來特に研究を要するものと思考せられる點は、夏期及冬期休暇と農繁期休暇との振替へ問題、或は移住地獨自の立場から見たる教育綱領若は、訓練項目を附加するが如き問題であらう。
二、學則案に關しては別紙第一、二、三、第五次永安屯月仙洞（自由移民の一種林業移民）の其れを參照。

△移住地小學校學則

何々日本尋常高等小學校學則

第一條　本校ハ小學校令第一條ノ趣旨ニ據リ日本人兒童ヲ教育スルヲ以テ目的トス
第二條　本校ノ修業年限ハ尋常科ニ在リテハ六箇年、高等科ニ在リテハ二箇年トス
第三條　本校ノ教科目ハ左ノ通トス
尋常科ノ教科目ハ修身、國語、算術、國史、地理、理科、圖畫、唱歌、體操、手工、滿洲語トシ女兒ニハ裁縫ヲ加フ
高等科ノ教科目ハ修身、國語、算術、國史、地理、理科、圖畫、手工、唱歌、體操、農業、滿洲語トシ女兒ニハ家事裁縫ヲ加フ
第四條　各教科ノ要旨及各學年ノ課程、毎週教授時數、教授綱目並課程ノ修了卒業等ニ關シテハ特ニ定ムルモノノ外小學校令施行規則第一條乃至第二十四條ノ規定ヲ準用ス
第五條　本校ノ教科用圖書ハ文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノトス但シ領事館ノ認可ヲ經テ他ノ教科書ヲ使用スルコトヲ得
第六條　本校ノ學年、學期及休業日ハ左ノ如シ
學　年　四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル
學　期

第二章　集團移住村に於ける小學校經營

移住地學務提要

第一學期　學年ノ始ヨリ夏季休業ノ終ニ至ル
第二學期　夏季休業後ノ始業日ヨリ冬期休業ノ終ニ至ル
第三學期　冬季休業後ノ始業日ヨリ學年末ニ至ル

休業日

一、祝日及大祭日
二、滿洲國皇帝萬壽節
三、滿洲國建國記念日
四、日曜日
五、陸、海軍記念日
六、移民團入植記念日
七、開校記念日
八、夏季休業日　自七月中旬至八月下旬　三十二日間
九、冬季休業日　自十二月二十六日至翌年一月六日　十二日間
十、學年終始休業日　自三月二十五日至四月一日　七日間

夏季休業日ノ終始期日ハ學校長ニ於テ設立者ト協議ノ上之ヲ定ムヘシ

第七條　特別ノ事情アルトキハ學校長ニ於テ設立者ト協議ノ上臨時休業ヲ爲シ又ハ夏季、冬季休業日ノ通算日數以内ニ於テ其ノ期日ノ終始ヲ變更シ若ハ休業日數ヲ增加シ又ハ其ノ休業ヲ爲サスシテ毎日數時間ノ教授ヲ爲スコトヲ得

第八條　紀元節、天長節、明治節及一月一日ニ於テハ小學校令施行規則第二十八條ノ規定ニ準シ儀式ヲ行フヘシ

第九條　傳染病豫防ノ爲必要アルトキ其ノ他非常變災アルトキハ學校長ニ於テ設立者ト協議ノ上臨時小學校ヲ閉鎖スルコトヲ得

第十條　本校ノ教授終始ノ時刻ハ學校長ニ於テ設立者ト協議ノ上之ヲ定ム

第十一條　本校ニ兒童ヲ入學セシムルトスルトキハ其ノ兒童ヲ保護スル者ニ於テ左ノ各號ニ掲クル事項ヲ記載シタル入學願書ヲ設立者ニ提出シ其ノ承認ヲ受クヘシ

一、兒童ヲ入學セシメムトスル學年
二、兒童並兒童ヲ保護スル者ノ氏名、出生年月日、本籍地、現住所及族稱
三、兒童入學前ノ經歷
四、兒童ヲ保護スル者ノ職業及兒童トノ關係

在學兒童ニ關シ前項第二號及第四號ニ掲クル事項ニ異動ヲ生シタルトキ又ハ兒童死亡シタルトキハ保護スル者ニ於テ遲滯ナク之ヲ學校長ニ屆出ツヘシ學校長ハ之ヲ設立者ニ通知スヘシ

第十二條　就學ノ始期ニ達セサルモノハ之ヲ本校ニ入學セシムルコトヲ得ス、就學ノ始期ニ關シテハ小學校令第三十二條第一項及第二項ノ規定ヲ準用ス

第十三條　學校長ハ學年ノ始ニ於テ入學シタル兒童ノ學籍簿ヲ調成スヘシ

學籍簿ハ小學校令施行規則第八十九條ノ規定ヲ準用シ在學兒童ニ異動ヲ生シタルトキハ遲滯ナク之ヲ加除訂正スヘシ

第十四條　學校長ハ在學兒童ノ出席簿ヲ作リ其ノ出席缺席ヲ明カニスヘシ

第十五條　本校ニ在學ノ兒童ヲ退學セシメムトスルトキハ其ノ兒童ヲ保護スル者ニ於テ其ノ事由ヲ具シ學校長經

由設立者ニ屬出ツヘシ

第十六條　學校長ハ傳染病ニ罹リ若ハ其ノ虞アル兒童又ハ性行不良ニシテ他ノ兒童ノ教育ニ妨アリト認メタル兒童ノ學校ニ出席スルヲ停止スルコトヲ得

第十七條　本校在學兒童ニシテ正當ノ事由ナク引續キ一箇月以上缺席シタル場合ハ學校長ニ於テ設立者ト協議ノ上之ヲ除籍スルコトヲ得

第十八條　本校ニ學校醫ヲ置ク

第十九條　學校醫ノ資格ニ關シテハ昭和四年三月勅令第九號學校醫及幼稚園醫令ニ依リ其職務ニ關シテハ昭和七年二月文部省令第三號學校醫ノ職務規程ヲ準用ス

第二十條　兒童ノ身體檢査ニ關シテハ昭和十二年一月文部省令第二號學校身體檢査規程ヲ準用ス

第二十一條　遠隔ノ部落ニ居住シ通學困難ナル兒童ノ爲メニ寄宿舍ヲ設クルコトヲ得

寄宿舍ノ設備、經費、維持ノ方法ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム

第七節　小學校の豫算作成に就て

移住地小學校の豫算作成に關しては、學校組合經營に引直されたる後に於ては第四節に於て述べたる通り處理すべきであるが、移民團に於て受託經營する期間中は前章第三節に於て記述せるが如く、團或は村の一般會計を區別して、全く獨立した豫算を作成せねばならぬ。其の樣式は在滿學校組合令施行規則別表二號（參考二、在滿小學校教育關係法規ノ項參照）に準じ之に移住地の特種事情を加味して、大體次の如きものに依るを適當とするであらう。

昭和何年度何々尋常高等小學校歳入歳出豫算（樣式）

歳　入

一金　　圓　　歳入豫算額

又は

一金　　圓　　經常部豫算額

一金　　圓　　臨時部豫算額

合計金　　圓

歳　出

一金　　圓　　經常部豫算額

一金　　圓　　臨時部豫算額

合計金　　圓

歳入歳出差引殘金（無し）

歳計剰餘金を翌年度に繰越さずして基本財産に編入せんとするときは次の通り記載するものとす。

歳計剰餘金ハ全部基本財産ニ編入

又は

歳計剰餘金ノ内何分（　　圓）ハ之ヲ基本金ニ編入ス。

昭和何年度何々尋常高等小學校歳入歳出豫算（様式）

歳入

科目 款	科目 項	豫算額 本年度	豫算額 前年度	豫算額 比較△ハ減	説明
一、財産收入					
	1.基本財産收入				
					預金利子　圓 預金額　利息年分　圓
					證券利子　圓 額面　利廻り　圓
					土地收入　圓 學校用地　一町當　圓
					何　何　圓 何々　何々　圓
	2.積立金等收入				何積立金　圓 何々　何々　圓
二、使用料及手數料					
	1.授業料				月何圓　兒童何人分
	2.寄宿舍使用料				月何圓　何人分
三、繰越金					
	1.前年度繰越金				
四、學校組合交付金					
	1.學校組合交付金				
五、寄附金					

	1.指定寄附		
	2.一般寄附		
六、過年度收入			
	1.授業料		
	2.寄宿舍使用料		
	3.何々		
七、繰入金			
	1.何積立金繰入		
八、財産賣却代			
	1.建物賣却代		
	2.何々賣却代		
九、雜收入			
	1.物品賣却代	不用品何程	何圓
		何生産品何程	何圓
	2.預金利子	預金	圓利息日歩何程

	3.雜收入		
		辨償金	何々 何圓
		違約金	何々 何圓
		雜收	何圓
十、團員負擔金			(但シ臨時費ニ限ル)
	1.戸別費		賦課戸數何戸平均 圓
	2.勞役費		賦課戸數何戸一人役 圓
	3.何々		一戸當何人役
歳入合計			

歳出

經常部

款	項	豫算額 本年度	豫算額 前年度比較ハ減	説明
一、人件費				

1.俸給	
	校長年額　圓
	訓導年額　圓何人分
	准訓導年額　圓何人分
2.雜給	
	囑託年額　圓　何人分
	傭人料年額　圓　何人分
	旅費　圓
	出張旅費　圓何人分
	赴任旅費　圓何人分
	宿舍料
	校長年額　圓
	訓導年額　圓何人分
	准訓導年額　圓何人分
	慰勞金
	校　長　圓俸給何割
	訓導何人分　圓俸給何割
	准訓導何人分　圓俸給何割
	囑託何人分　圓給料何割
	傭員何人分　圓給料何割
	宿直料
	職員一夜何圓何夜分
	傭人一夜何圓何夜分
	特別手當
	校長年額　何圓
	訓導年額　何圓　何人分
	准訓導年額　何圓　何人分
	囑託年額　何圓　何人分

家族手當	一人何圓	何人分	
恩給賜金(退職資金)			
一時恩給	教員何名分	何圓	
死亡賜金職員	何名分	何圓	

二、需要費

備品費

種別	個數	單位	金額
兒童用机腰掛	組	円	円
裁縫用机	脚		
書棚	箇		
ミシン	臺		
謄寫版用具	組		
手工用具	組		
理科器械			
何々標本			

2. 消耗品費

何々			
雜品			
小計			
筆紙墨文具費			
用紙類	圓		
筆墨類	圓		
帳簿類	圓		
證書類	圓		
何々	圓		
光熱費			
石炭	圓	何噸	
薪木	圓	何貫	
木炭	圓	何貫	

電燈料	圓 何キロ
其他	
理科用藥品	圓
衞生材料藥品	圓
掃除用品	圓
何々	圓
雜品	圓
圖書費	
教科書	圓
參考圖書	圓
地圖及掛圖類	圓
新聞雜誌	圓
何々	圓

3. 圖書印刷費

印刷費	
何々	圓
何々	圓
通信費	
電話料	圓
電報料	圓
其他	圓
運搬費	
何々	圓
何々	圓
何々	圓
何々	圓

4. 通信運搬費

5. 被服費

四、修繕費			
1.校舍	屋根	何坪	圓
	窓硝子	何坪	圓
	何々		圓
2.寄宿舍	屋根	何坪	圓
	炊事場	何々	圓
	何々		圓
3.職員宿舍	何々		圓
4.運動用具	プランコ	何々	圓
	機械體操	何々	圓
	何々		圓

5.教材機具	何々		圓
	何々		圓
6.雜器具	何々		圓
	何々		圓
五、雜費			
1.式日運動會費	式日何回一回ニ付		圓
	運動會何回一回ニ付		圓
	何々催何回一回ニ付		圓
2.兒童奬勵費	何々		圓
	何々		圓

				3.何々	
					何々圓何々
					何々圓何々
				4.雜費	
					何々何々其他
				經常部計	

臨時部

科目				
款	項	本年度	前年度	比較△ハ減	説明
一、新營費					
	1.校舍				何坪一坪ニ付何圓
					何々圓何々
					何々圓何々

				2.寄宿舍	
					何々圓何々
					何々圓何々
				3.職員宿舍	
					何棟何坪 一坪ニ付何圓 一棟何坪何圓
					何々圓何々
					何々圓何々
				4.運動場	
					何々圓何々
					何々圓何々
二、設備費					
	1.教室設備	種別	數量	單價	金額
		兒童用机	ケ	圓	圓
		同椅子			
		職員用机			

					同椅子			
					敎壇			
					黒板			
					何々			
					何々			
					小計			
	2.運動設備				種別	數量	單價	金額
					何々	ヶ	円	円
					何々			
					小計			
	3.寄宿舍設備				種別	數量	單價	金額
					疊	ヶ	円	円
					寢			
					何々			

					何々		
					小計		
	4.何々				何々	圓	何々
					何々	圓	何々
二、積立金							
	1.何積立金						
					何々		
三、事務費							
	1.給與						
					何々	圓	何々
					何々	圓	何々
	2.雜給						
					何々	圓	何々
					何々	圓	何々

3. 需用費				
			何々圓	何々
			何々圓	何々
4. 雜費				
			何々圓	何々
			何々圓	何々
四、豫備費				
臨時部計				
歳出總計				

註 一、同品目の物にても經常部支出のものと臨時部支出のものとは區別して計上するを要す。假令兒童用机椅子にても經常部計上のものは、補充程度とし、臨時部計上のものは新設、又は學級增設の場合等の如き全く臨時的性質を有するものとす。

二、臨時部に計上すべきもの及添附書類

イ、新營費　多少に拘らず計上

ロ、增築　一件百圓以上は新營とし以下は修繕費として計上

ハ、建物修繕又は模樣替、一件二千圓以下の額は經常部修繕費とし其以上のものは臨時費に計上

ニ、臨時部の事業施行の爲めに要する事務費は臨時部に計上す。

ホ、臨時部計上の事項に關しては、必要なる事由及計畫を詳記し、文書又は圖面を添附するものとす。

右は一の樣式を示せるものなるが故に、實際に當りては科目の增減、或は置替へ等の必要も生ずるであらう。何れの場合に於ても、豫算作成上最も留意すべきは、算出基礎を明瞭ならしむることである。算出基礎明瞭なる豫算は百の說明を聽くに勝り、且つ豫算其物の眞實性を物語る最も有力なるものである。

第三章　自由移民地の小學校經營

自由移民（乙種移民）は特種の場合を除き、原則として鐵道沿線地帶又は都市近郊地帶に入植し、其の戸數少きは數戸、多きは百戸以上に達する各樣の集團を形成するものである。從て集團移民（甲種移民）に於ける場合の如く一村一校の原則の許に一定標準の施設を想定することは困難である。

元來自由移民は社會施設、公共施設に付ては可及的附近の既存の施設を利用するのが建前であり、當初の入植計畫も此の方針の許に樹立せられてゐる。小學校に付ても原則的には此の建前に變りはない。

然し乍ら

1. 集團の大さに依り
2. 若くは附近に既設の小學校無き場合
3. 又は假りに既設小學校在りとするも、農村子弟の立場より見て、其の環境、其の教育方針等が餘りに背反的にて、入學を考慮すべき場合

等に於ては、原則の如何に拘らず、實際問題として移住者の子弟教育に遺憾なからしむる丈の小學校施設を爲さねばならない。

自由移民の入植には各種各樣の型態、大小等があるが、小學校開設に關しては、其の何れの場合も、概ね次の三つの中の何れかに當嵌るであらう。

一、相當戸數集團の場合

自由移民に於ても往々一他域に百戸以上の集團的入植の場合があり、又當初は戸數少きも其後新に加はる入植者の爲に相當數の集團となる場合がある。斯る自由移民地に於ては學童數も戸數に比例して多く、又相當の小學校を維持する丈の力を有するが故に、其の設立は當然と云はねばならぬ。

斯る場合に於ける施設例へば校地、校舍、寄宿舍、教具、教材等の內容は大體に於て前掲の集團移民に於ける施設標準案に準じ、戸數、兒童數、地方將來の發展性等に

對し見透しを着けて計畫を樹立すべきである。

二、附近の既設小學校を利用し得る場合

鐵道又は乘合自動車等の交通機關に依り通學し得る數里以内の地に既設の日本人小學校在る自由移民地に於ては成るべく之を利用せねばならぬ。

斯る場合、毎日通學の方法と、月曜より土曜日に至る間を寄宿舍に委託するの方法とがある。前者に對しては通學乘車賃の減免、通學用特別列車又は特別乘合自動車の運轉等に關して、鐵道或は「バス」會社等と交渉し、可及的便宜を得せしめる必要がある。後者に對しては、特別寄宿舍の施設及其の施設經營に付いて助成の方法を考究せねばならない。

既設小學校の多くは都會地なるを以て、農村的教育を必要とする農村子弟の收容に不適當なる點も多々あるものと思料される。斯の如き場合は、分校制度に依り、自由移民地に分校を設置するか、又は他に相當の工夫を拂ひ缺除せる部分を補足するかの何れかに依る必要がある。

註　移住地の兒童を都會地小學校に收容せしむることの不都合と交通費の多額を要する點等に依り、一里半の近距離に既設の小學校があるにも拘らず獨立の學校を設置せし例として、新京市郊外自由移民力行村小學校（當時戸數三十兒童數三五）がある。

三、附近に既設小學校無き場合

一地域に數戸或は十數戸の小集團が分散的に入植し、而も附近に既設の小學校無き自由移民地に於ては、特殊の方法に依る小學校設置を考慮せねばならない。

斯る分散的自由移民の入植地は當然鐵道沿線地帶なるを以て、鐵道により連絡し得る相當廣範圍の地域を包括して、自由移民たると、一般在住者たるとを問はず、其處に居住する總ての日本人を以て一の學區を設定なし、其の學區内の適當地點に小學校を設置するの外はない。

此の場合に於ては、寄宿舍の設備を十分になし、通學する能はざる遠距離の兒童は悉く收容するものである。學校の設備等は前掲集團移住地に於ける場合と大差無きも其の個々の點に至りては現地の實狀に應じ十分工夫するの必要がある。

此の種地域の小學校は集團移住地小學校の如く、設立後適當の時期に於て學校組合

經營に引直すと云ふ行き方でなく、最初から組合の經營下に置くを適當とするであらう。

註　此の種の例に、吉林省永吉縣江密峯松島自由移民團小學校がある。四箇所に散在する同一系統の移民團の兒童を一箇所に集め（開校當時兒童數二十二）收容したものである。

第四章　移住村に於ける青年學校

一、設立の時期

移住地に於ける青年學校は、小學校設立の翌年以降に於て設立するのが普通である。即ち、移住地建設上小學校と同時に設立する事は困難であるのみならず、其の設備は小學校を利用するを建前とする關係から、小學校設立後にあらざれば實際上不可能と云へる。

二、生徒數の推移

移住地に於ては種々の觀點よりして女子部の設置は當分不可能であるから、之は漸を追うて實施することゝなし、差し當りは男子部のみの青年學校となすの他はない。

移住者の年齢は、分村移住に依る場合は別として、大體に於て二十四、五歳乃至三十七、八歳であるから、入植後當分年間の青年學校生徒該當者は弟妹が主で、從て其

數は極めて僅少である。常態に到達したる移住村に於ける男子青年學校生徒該當者數は、略小學校兒童數の五分の一、又常態に到達せざる間の其れは八分の一見當と見て大差ない。之が算出は次に依るものである。

1（小學校兒童數）＋8（小學校就學年齡）×5（青年學校就學年齡）＋2（男女參數の男子）×0.6（田村者其他の第少年を除外し時間に換算する爲に0.4）＝$\frac{3}{16}$＝約0.2＝$\frac{1}{5}$

三、青年學校教員

青年學校の教員たるものは（在滿青年學校規則に依る）

1. 學校長。教諭、助教諭は
   - イ、小學校若は實業學校教員たる資格を有する者
   - ロ、青年學校教員養成所を卒業したる者
   - ハ、大使の指定したるもの者
2. 指導員、講師及書記は、在鄉軍人其他相當の學力素養を有する者に就き大使の認可を受けたる者

となつてゐる。從て移住村に於ては、青年學校教員有資格者並適任者は多數在るを以つて次の如く兼務となさしむれば、當分年間は敢て專任教員を置くの必要なく、又最も效果的であると思料せられる。

校長――移民團長

教諭、助教諭、指導員――移民團警備、農事畜產各指導教員及小學教員

書記――團員中の適任者

四、青年學校經營の主體

青年學校は私立と爲すことも出來るが、移民團青年學校は、其の性質上公立たるべきものなるが故に、學校組合の經營となすを至當とす。從て管理者は學校組合と爲し、經費も學校組合に於て負擔するが建前である。然し移住村の青年學校は小學校と同樣特殊的の事情存在するが故に、開設後當分年間は移民團の委託經營と爲し、生徒數增加し設備整ひたる時期に於て、專任の教員を置き組合の直營に引直す方法が適當であらう。

五、設立手續

青年學校設立の認可を受けんとするときは

1. 名稱
2. 位置（校地の面積、建物の配置及附近の情況を記載したる圖面添附）
3. 學則
4. 生徒概數
5. 開校年月
6. 經營及維持の方法
7. 教職員の履歴書、身體檢査書、同身分證明書

等を認め設立者より駐滿全權大使に認可の申請を爲さねばならない。青年學校が、學校組合の經營である場合は組合長より又移民團經營の私立學校である場合は移民團長が設立者となつて設立認可の申請を爲すのである。從て學校組合經營の場合は移民團長から青年學校設立に關する必要事項を具し、學校組合長に對し豫め要望せねばならぬ。

六、兵役に關する特典

青年學校の課程を修めたるものに對して從來は、兵役法第十一條に依り六ヶ月以内の在營期間短縮の特典があつたが、昭和十三年四月一日兵役法を改正、同條を削除せられるに及び右の特典は無くなる事となつた。然し之に代る特典は近く別に定められる筈であると云ふが、其の主なるものは、歸休並進級の優先的考慮及豫後備教育召集期間の短縮其他であると云ふ。

参考一

移住地小學校及青年學校學則（例）

參考一　移住地小學校及青年學校學則（例）

彌榮尋常高等小學校學則（第一次移民團）

一、名　稱　本校ハ三江省樺川縣永豐鎭彌榮尋常高等小學校トス

一、目　的　永豐鎭在住日本人ノ子弟ニ對シ國民ノ義務タル初等教育ヲ施スヲ以テ目的トス

一、教　授　教授訓練ハ總テ日本內地ニ於ケル小學校ノ夫レニ準ズルモノトス

一、入學、退學　學齡ニ達シタル兒童ハ學年ノ初メニ又新ニ入學セントスル者ハ其ノ時期ニ於テ保護者連名ノ上入學願ヲ出シ校長ノ許可ヲ受ケテ入學ノ手續ヲ取ルベシ

退學セントスル者ハ其ノ理由ヲ具シ保護者連名ノ上願出ツベシ

一、學年ノ開始、終了　學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

一、學　期　學年ヲ三學期ニ分ツ

第一學期　自四月一日至七月二十五日

第二學期　自八月十日至十二月二十日

第三學期　自一月二十日至三月三十一日

一、休　日　春休學年更新準備ノ爲一週間休業スルコトヲ得

暑中休暇　自七月二十六日至八月八日、一四日

冬期休暇　自十二月二十一日至一月一九日、三〇日、日曜日、祭日、滿洲國慶日

一、教科書　滿鐵小學校指定ノ教科書ヲ準用スルモノトス

一、學校ノ資格　當分私立小學校令ニ基ク資格ヲ受クルモノトス（現在ハ既ニ在外指定學校指定ノ申請中ナリ）

一、授業料　移民各戸獨立後ハ兒童一人月額七〇錢、兄弟二人以上ノトキ二人目以下半額ヲ徴收ス

一、罰則　改悛ノ見込ナキ者ニ對シ登校停止又ハ退學ヲ命ズルコトアルベシ

一、寄宿舍　當分ノ間遠隔ノ部落ニ在ル者ノ爲ニ寄宿舍ヲ設置シ入舍セシム

千振尋常高等小學校學則（第二次移民團）

一、教育方針

（一）日本國ハ我等ノ祖國ナリ滿洲國ハ我等ノ住ム國ナリ

滿洲國皇帝ノ忠良ナル國民タラバ同時ニ日本國天皇陛下ノ忠良ナル臣民ナリト知ルベシ

（二）日本人ニハ日本人ノ美點アリ滿洲人ニハ滿洲人ノ美點アリ兩者ノ美點ヲ採リテ世界最優秀ノ人間タラムコトヲ期スベシ

（三）滿洲國ニハ王道樂土ヲ建設スベク祖國ノ光榮ヲ擔ヒテ移住シタル父兄ノ素志貫徹ニ協力スル事ハ子弟ノ責務ナリト心得ベシ

（四）農牧ニ關スル知識技能ノ修得ト勤勞精神ノ涵養トニ努メ優秀ナル後繼者タラン事ヲ心掛クベシ

（五）徒ラニ日本人タルコトヲ誇ラズ滿人ヲ敬愛スルノ襟度ヲ養成スベシ

二、指導法

（一）教師ハ綱領ノ精神ヲ遵守シ身ヲ以テ兒童ヲ指導スベシ

（二）內地ノ小學校教育ノ型ニ墮スルヲ避ケ現地ニ恰適スル如ク指導法ニ一新機軸ヲ開クベシ

（三）滿人小學校ト語學ノ交換教授ヲ行ヒ滿洲語ヲ完全ニ修得セシムベシ

（四）滿人ノ惡習ニ感染セシメザルヤウ注意スルト共ニ日本人ノ惡習ヲモ見習ハザルヤウ指導スベシ

（五）日本ノ精華タル大和魂ノ涵養ニ留意スベシ

三、編成　當分ノ間高學年、初學年ノ二學級ニ編成ス

四、教授年度　教授年度ハ小學校令ニ依ル

五、教科目　概ネ小學校令ニ依ルモ特ニ綱領（四）ノ目的ヲ達スル爲ニ教科目トシテ「作業」ヲ加ヘ學年ニ應ジ一日一時間以上ヲ課ス尙一週三時間以上「滿洲語」ヲ課ス

六、日課時限

期間	始業	終業	摘要
自五月至八月			
自九月至十月	同九時	同四時	農牧其ノ他ノ作業及運動時間ヲ含ム
自三月至四月	同九時	同三時	
自十一月至二月	同九時	同三時	

七、休業日

（一）日曜日

(二) 日本國四大節及滿洲國祝祭日
(三) 屯墾團ニ於テ規定サレアル祝祭日
(四) 夏季休暇(不定)
(五) 冬期休暇(概ネ自十二月至一月十五日)
(六) 臨時休暇(必要ニ應ジテ實施)

瑞穗尋常高等小學校學則(第三次移民團)

第一條 小學校ノ本旨ハ小學校令規定ヲ準用ス
第二條 尋常小學校ノ修業年限ハ六箇年トス
第三條 尋常小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、國史、地理、理科、圖畫、手工、唱歌、體操トシ女兒ノ爲裁縫ヲ加フ
前項教科目ノ外臨意科目トシテ滿洲國語、農業科ヲ科スルモノトス
第四條 教則ハ小學校令施行規則ノ規定ヲ準用ス
第五條 滿洲國語ハ土地ノ狀況ニ鑑ミ簡易ナル言語、文章ヲ理解セシメ兒童將來ノ生活ニ便ナラシムルヲ以テ要旨トス滿洲國語ハ日常ノ會話ヲ多トシ簡易ナル讀方ニ及ボス
第六條 滿洲國語ヲ課スルトキハ其ノ毎週教授時數ハ男兒三時以內女兒二時以內トス
第七條 兒童訓練要目五箇條ヲ定ムルコト左ノ如シ
第一、日本帝國國體ノ尊嚴ナル所以ヲ會得セシメ國民道德ノ涵養ニ努ムベシ
第二、身體ト精神トヲ鍛錬シ剛健ナル氣性ヲ養ハシムベシ

第三、日本帝國ノ地位ヲ了解セシメ土地ト相親ムノ念ヲ養ヒ質素ニ安ンジ勤勞ヲ樂シマシムベシ
第四、同胞互ニ和親協同シ國威ノ發揚ヲ期セシムベシ
第五、日本臣民タルノ品位ヲ保チ外人ノ信賴ヲ受クルニ至ラシムベシ
第八條 教科用圖書ハ國定教科書ヲ用フルモノトス
第九條 學年學期ヲ定ムルコト左ノ如シ

學年

四月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ終ル

學期

第一學期 四月一日ヨリ七月三十一日ニ至ル
第二學期 八月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル
第三學期 一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第十條 休業ヲ定ムルコト左ノ如シ
一、祝日、大祭日
二、日曜日
三、夏季及冬季休業日 四十日間
四、年末、年始休業日十二月三十日ヨリ一月五日ニ至ル
五、學年末休業日 一週間以內
六、陸海軍紀念日
第十一條 特別ノ事情アルトキハ全部又ハ一部ノ學年ニ臨時休業ヲナスコトアルベシ

第十二條　紀元節、天長節、明治節及一月一日ニ於テハ小學校令規則ノ規定ニ準ジテ儀式ヲ行ヒ陸海軍紀念日、學校創立紀念日、滿洲國建設紀念日、移民團入植紀念日ニ於テハ兒童ヲ會シ當日ニ關スル誨告ヲスルモノトス

第十三條　兒童ノ年齡、就學ノ始期ニ達セザルモノハ入學ヲ許サズ但シ就學ノ始期ニ關シテハ小學校令ノ規定ヲ準用ス

第十四條　傳染病ニ罹リ若ハ其ノ虞アル兒童又ハ性行不良ニシテ他ノ兒童ノ敎育ニ妨ゲアリト認メタル兒童ハ其ノ出席ヲ停止スルコトアルベシ

第十五條　本校ニ學校醫ヲ置ク其ノ職務ハ大正九年文部省令第七號學校醫ノ資格及職務ニ關スル規定ヲ準用ス

第十六條　綏稜居留民ノ兒童ニ對シテハ授業料ヲ徵收セズ他ノ地域ヨリ就學ノ兒童ニ對シテハ別ニ之ヲ定ム

永安屯日本尋常高等小學校學則

第一條　本校ハ小學校令第一條ノ趣旨ニ據リ日本人兒童ヲ敎育スルヲ以テ目的トス

第二條　本校ノ修業年限ハ尋常科ニ在リテハ六箇年、高等科ニ在リテハ二箇年トス

第三條　本校ノ敎科目ハ修身、國語、算術、國史、地理、理科、圖畫、唱歌、體操、手工、農業、滿洲語トシ女兒ニハ裁縫ヲ加フ

高等科ノ敎科目ハ修身、國語、算術、國史、地理、理科、圖畫、手工、唱歌、體操、農業、滿洲語トシ女ニハ家事裁縫ヲ加フ

第四條　各敎科目ノ要旨及各學年ノ課程、每週敎授細目並課程ノ修了、卒業等ニ關シテハ特ニ定ムルモノノ外小學校令施行規則第一條乃至第二十四條ノ規定ヲ準用ス

第五條　本校ノ敎科用圖書ハ文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノトス但シ領事館ノ認可ヲ經テ他ノ敎科書ヲ使用スルモノトス

註＝本條領事館ノ認可ハ新機構ニ依リ大使トナル譯デアル

第六條　本校ノ學期及休業日ハ次ノ如シ

學年　四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

學期
第一學期　學年ノ始ヨリ夏季休業ノ終リニ至ル
第二學期　夏季休業後ノ始業日ヨリ冬期休業ノ終リニ至ル
第三學期　冬期休業後ノ始業日ヨリ學年末ニ至ル

休業日
一、祝日及大祭日
二、滿洲國皇帝萬壽節
三、滿洲國建國紀念日
四、日曜日
五、陸海軍紀念日
六、本移民團入植記念日
七、開校紀念日
八、夏季休業日　自七月中旬至八月下旬　三十二日間
九、冬季休業日　自十二月二十六日至翌年一月六日　十二日間

十、學年終始休業日　自三月二十五日至四月一日　七日間

夏季休業日ノ終始期日ハ學校長ニ於テ設立者ト協議ノ上之ヲ定ムベシ

第七條　特別ノ事情アルトキハ學校長ニ於テ設立者ト協議ノ上臨時休業ヲ爲シ又ハ夏季冬季休業日ノ通算日數以內ニ於テ其ノ期日ノ終始ヲ變更シ若ハ休業日數ヲ增加シ又ハ其ノ休業ヲ爲サズシテ每日數時間ノ教授ヲ爲スコトヲ得

第八條　紀元節、天長節、明治節、一月一日ニ於テハ小學校令施行規則第二十八條ノ規定ニ準ジ儀式ヲ行フベシ

第九條　傳染病豫防ノタメ必要ナルトキ其ノ他非常變災アルトキハ學校長ニ於テ設立者ト協議ノ上臨時小學校ヲ閉鎖スルコトヲ得

第十條　本校ノ教授終始ノ時刻ハ學校長ニ於テ設立者ト協議ノ上之ヲ定ム

第十一條　本校ニ兒童ヲ入學セシメントスルトキハ其ノ兒童ヲ保護スル者ニ於テ左ノ各號ニ揭グル事項ヲ記載シタル入學願書（尋常科第一學年ニ入學セシメントスルトキハ入學兒童ノ戶籍抄本ヲ添付スベシ）ヲ設立者ニ提出シ其ノ承認ヲ受クベシ

一、兒童ヲ入學セシメントスル學年

二、兒童並兒童ヲ保護スル者ノ氏名、出生年月日、本籍地、現住所及族稱

三、兒童入學前ノ經歷

四、兒童ヲ保護スル者ノ職業及兒童トノ關係

在學兒童ニ關シ前項第二號及第四號ニ揭グル事項ニ異動ヲ生ジタルトキ又ハ兒童死亡シタルトキハ保護スルモノニ於テ遲滯ナク之ヲ學校長ニ屆出ヅベシ

第十二條　就學ノ始期ニ達セザルモノハ之ヲ本校ニ入學セシムルコトヲ得ズ

就學ノ始期ニ關シテハ小學校令第三十二條第一項及第二項ノ規定ヲ準用ス

第十三條　學校長ハ學年始ニ於テ入學シタル兒童ノ學籍簿ヲ編成スベシ

學籍簿ハ小學校令施行規則第八十九條ノ規定ヲ準用シ在學兒童ニ異動ヲ生ジタルトキハ遲滯ナク之ヲ加除訂正スベシ

第十四條　學校長ハ在學兒童ノ出席簿ヲ作リ其ノ出席缺席ヲ明ニスベシ

第十五條　本校ニ在學ノ兒童ヲ退學セシメントスルトキハ其ノ兒童ヲ保護スル者ニ於テ其ノ事由ヲ具シ學校長ヲ經由設立者ニ屆出ヅベシ

第十六條　學校長ハ傳染病ニ罹リ若ハ其ノ虞アル兒童又ハ性行不良ニシテ他ノ兒童ノ教育ニ妨ゲアリト認メタル兒童ノ學校ニ出席スルヲ停止スルコトヲ得

第十七條　本校在學兒童ニシテ正當ノ事由ナク引續キ一箇月以上缺席シタル場合ハ學校長ニ於テ設立者ト協議ノ上之ヲ除籍スルコトヲ得

第十八條　本校ニ學校醫ヲ置ク

第十九條　學校醫ノ資格ニ關シテハ昭和四年三月勅令第九號學校醫及幼稚園醫令ニ依リ其ノ職務ニ關シテハ昭和七年二月文部省令第參號學校醫ノ職務規程ヲ準用ス

第二十條　兒童ノ身體檢査ニ關シテハ昭和十二年一月文部省令第二號學校身體檢査規定ヲ準用ス

第二十一條　遠隔ノ部落ニ居住シ通學困難ナル兒童ノ爲ニ寄宿舍ヲ設クルコトヲ得

寄宿舍ノ設備、經費、維持ノ方法ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム

仙洞日本尋常高等小學校學則

第一條　本校ノ本旨及修業年限ハ小學校令ノ規定ヲ準用ス

第二條　教科目ハ修身、國語、算術、國史、地理、理科、圖畫、手工、唱歌、體操トシ女兒ノ爲ニハ裁縫ヲ加フ

第三條　教則並各學年ノ教授ノ程度及毎週教授時間ハ小學校令施行規則ヲ準用ス

第四條　教科用圖書ハ國定教科書ヲ用フルモノトス

第五條　學年、學期ヲ定ムルコト左ノ如シ

學年

四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

學期

第一學期　四月一日ヨリ七月三十一日ニ至ル

第二學期　八日一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル

第三學期　一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第六條　休業日ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、祝日、大祭日

二、日曜日

三、夏季及冬季休業日　四十日間

四、年末年始休業日　十二月三十日ヨリ一月五日ニ至ル

五、學年末休業日　一週間以内

六、陸海軍紀念日

第七條　特別ノ事情アルトキハ全部又ハ一部ノ學年ニ臨時休業ヲ爲スコトアルベシ

第八條　紀元節、天長節、明治節及一月一日ニ於テハ小學校令施行規則ノ規定ヲ準用シテ儀式ヲ行ヒ陸海軍記念日、學校創立記念日ニ於テハ兒童ヲ會シ當日ニ關スル訓示ヲ爲スモノトス

第九條　兒童ノ入學、退學、課程ノ修了及卒業ノ認定ニ關スル事項ハ小學校令施行規則ノ規定ヲ準用ス

第十條　傳染病ニ罹リ若ハ其ノ虞アル兒童又ハ性行不良ニシテ他ノ兒童ノ教育ニ妨ゲアリト認メタル兒童ハ其ノ出席ヲ停止スルコトアルベシ

第十一條　授業料ハ兒童一名ニ付月額七十錢トシ同一人ニシテ二名以上ノ分ヲ負擔スル場合ニハ一名ヲ增ス毎ニ金三十五錢ヲ加フ

○○青年學校學則（例）

第一章　總則

第一條　本校ハ男女青年ニ對シ其ノ心身ヲ鍛練シ德性ヲ涵養スルト共ニ職業及實際生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ以テ國民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ目的トス

第二條　本校ニ普通科、本科、研究科及專修科ヲ置ク、但當分ノ間女子部ハ之ヲ設ケス

第三條　本校ハ○○省日本學校組合長之ヲ管理ス

第二章　教授訓練ノ期間程度及科目

第四條　普通科ノ教授及訓練期間ハ二年トス

本科ノ教授及訓練期間ハ男子ニ在リテハ四年、女子ニ在リテハ二年トス研究科ノ教授及訓練期間ハ二年トス

專修科ノ教授及訓練期間ハ六箇月ヲ以テ一期トシ六期以内トス

第五條　普通科ノ教授及訓練科目ハ修身及公民科、普通學科、職業科、體操科トシ女子ノ爲ニハ家事及裁縫科ヲ加フ

本科ノ教授及訓練科目ハ男子ニ在リテハ修身及公民科、普通學科、職業科、家事及裁縫科、體操科トス

公民科、普通學科、職業科、教練科、女子ニ在リテハ修身及

研究科ノ教授及訓練科目ハ本科ニ同ジ

專修科ハ修身及公民科、支那語トス

第六條　普通科ノ教授及訓練ノ時數ハ第一號表ニ依ル

本科ノ教授及訓練ノ時數ハ男子ニ在リテハ第二號表、女子ニ在リテハ第三號表ニ依ル

研究科ノ教授及訓練ノ時數ハ第四號表ニ依ル

專修科ノ教授時數ハ每週六時間トス

第一號表（普通科）

教授及訓練科目＼男女、年	男子 第一年	男子 第二年	女子 第一年	女子 第二年
修身及公民科	二〇	二〇	二〇	二〇
普通學科	九〇	九〇	八〇	八〇
職業科	六〇	六〇	八〇	八〇
家事裁縫科	一	一		
體操科	四〇	四〇	三〇	三〇
合計	二一〇	二一〇	二一〇	二一〇

第二號表（本科男子）

教授及訓練科目＼年	第一年	第二年	第三年	第四年
修身及公民科	二五	二五	二五	二五
普通學科	六〇	六〇	一一〇	一一〇
職業科	九〇	九〇		
教練科	九〇	九〇	九〇	九〇
合計	二六五	二六五	二二五	二二五

第三號表（本科女子）

教授及訓練科目＼年	第一年	第二年
修身及公民科	八〇	八〇
普通學科	三二〇	三二〇
職業科	七六〇	七六〇
家事、裁縫科		
體操科	一二〇	一二〇
合計	一、二八〇	一、二八〇

第四號表（研究科）

教授及訓練科目＼男女年	男子 第一年	男子 第二年	女子 第一年	女子 第二年
修身及公民科	二〇	二〇	二〇	二〇
普通學科	九〇	九〇	五〇	五〇
職業科			一一〇	一一〇

學科目	每週教授時數	修業期數	學科課程
支那語	一六時間	六期	會話、書取、讀方、解釋、語法大意
體操科	一	一	
教練科	七〇	七〇	
合計	一八〇	一八〇	

專修科ノ學科目ハ修業期間、課程及每週教授時數

第三章　教授及訓練ノ要旨

第七條　修身及公民科ハ教育ニ關スル勅語ノ趣旨ニ基キテ道德上ノ思想及情操ヲ養成シ鞏固ナル意志ヲ鍛練シ時代ノ趨勢ニ應ジテ國民ノ政治生活、經濟生活及其ノ他ノ社會生活ヲ完ウスルニ足ルベキ知德ヲ涵養シ殊ニ我ガ國體ニ對スル信念ヲ確立シ遵法ノ精神ト共存共榮ノ本義トヲ會得セシムルコトヲ期シ實踐躬行ニ導クヲ以テ要旨トス

第八條　普通學科ハ日常生活上有用ナル普通ノ知識技能ヲ養フヲ以テ要旨トス

普通學科ハ國語及國史ノ外地理、數學、理科、音樂等ノ事項ニ就キ適宜之ヲ授クベシ

第九條　職業科ハ職業ニ關スル知識技能ヲ授ケ兼テ職業ニ對スル信念ト勤勉力行ノ氣風ヲ養フヲ以テ要旨トス

職業科ハ支那語、珠算、簿記及鐵道トシ從事スル職業ノ種類ニ應ジ各適切ナル事項ヲ選ビ之ヲ授ク

第十條　家事裁縫科ハ家事及裁縫ニ關スル知識技能ヲ授ケ勤勉、秩序、綺麗、清潔等ヲ尙ブノ念ヲ養ヒ工夫力ヲ

參考一　移住地小學校及青年學校學則

練リ節約利用ノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

家事、裁縫科ハ衣食住、育兒、看護、一家ノ管理及經濟、普通ノ衣類ノ裁チ方、縫ヒ方、手藝ヲ授ク

第十一條　教練科ハ鞏固ナル意志ト强健ナル身體トヲ鍛練シ堅忍剛毅ノ精神ト規律ヲ重ジ協同ヲ尙ブノ習慣トヲ養フヲ以テ要旨トス

教練科ニ於テハ各個教練、部隊教練、陣中勤務（野外訓練）軍事講話體操、武道及競技ヲ授ク

第十二條　體操科ハ身體ノ各部ヲ均齊ニ發育セシメ身體ヲ强健ニシ姿勢ヲ端正ニシ且其ノ動作ヲ機敏ナラシメ剛毅快活ノ精神ト規律ヲ重ジ協同ヲ尙ブノ習慣トヲ養フヲ以テ要旨トス

體操科ハ體操、教練、競技及遊技等ニ就キ適宜之ヲ授ク

第四章　教授及訓練日

第十三條　學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第十四條　教授訓練日及其ノ始終時刻ハ學校長ニ於テ管理者ト協議ノ上之ヲ定ム

第五章　祭日記念日其ノ他學校休業日

第十五條　本校ノ休業日ハ左ノ如シ

一、祝日及大祭日
二、日曜日
三、滿洲國建國節
四、滿洲國萬壽節
五、陸海軍記念日
六、開校記念日
七、夏季休業日（男子十四日間以內　女子自七月中旬至八月下旬　三十二日間）
八、冬期季業日（男子自十二月二十三日至翌年一月五日　十四日間　女子自十二月二十六日至翌年一日六日　十二日間）
九、學年終始休業日（男子自三月二十九日至四月四日　七日間　女子自三月二十九日至四月七日　十日間）

夏期休業日ノ終始期日ハ管理者ニ於テ學校長ト協議ノ上之ヲ定ム

第十六條　本校ノ休業日ハ祝日、大祭日及日曜日ヲ除キ一箇年ヲ通ジ男子四十日、女子六十日以內トス

第六章　入學及退學

第十七條　本校ノ入學期ハ每年四月トス但シ特別ノ事情アリト認ムル者ハ中途之ヲ入學セシム

第十八條　本校ニ入學スルコトヲ得ル者ハ左ノ如シ

普通科　尋常小學校卒業者又ハ之ニ相當スル素養アル者

本科　高等小學校卒業者普通科修了者又ハ之ニ相當スル素養アル者

研究科　本科卒業者又ハ之ニ相當スル素養アル者、中等學校卒業者ニシテ滿二十歲ニ達セザル者

專修科　滿二十歲以上ノ者、中等學校以上ノ學校ヲ卒業シタル者及青年學校ノ普通科、本科、研究科ニ在學スル者

第十九條　本校ニ入學セントスル者ハ所定樣式ノ入學願書ヲ學校長ニ提出スベシ

第二十條　本校ニ入學シタル者ニハ所定ノ手帳ヲ所持セシム

第二十一條　他ノ青年學校ヨリ轉校セントスル者アル時ハ學校長ハ手帳ヲ提出セシメ其ノ教授及訓練ノ狀況ヲ考査シ相當科ノ相當年ニ入學セシム

第二十二條　學校長ハ生徒ニシテ特別ノ事由アリ一時他ノ青年學校ニ於テ教授及訓練ヲ受クルコトヲ志望スル者アル時ハ其ノ期間其ノ生徒ノ教授及訓練ヲ他ノ青年學校ニ委托ス

第二十三條　本校ヲ退學セントスル者ハ其ノ事由ヲ述ベ學校長ノ許可ヲ受ケ且ツ手帳ヲ提出シ必要ナル事項ノ記入證明ヲ受クベシ

第二十四條　學校長ハ正當ノ理由ナクシテ出缺席常ナラザル生徒ニ對シテ退學ヲ命ズルコトヲ得

第七章　修了、卒業及賞罰

第二十五條　學校長ハ本科ノ課程ヲ修了シタル者ニハ卒業證、普通科、研究科ヲ修了シタル者又ハ專修科ノ各期ヲ修了シタル者ニハ修了證ヲ授與ス

第二十六條　學校長ハ必要ニ應ジ生徒ニ對シ賞罰ヲ行フコトヲ得

第八章　雜則

第二十七條　授業料ハ專修科ニ限リ之ヲ徵收ス、但シ普通科、本科、研究科ニ在學スル者ニシテ專修科ノ課程ヲ兼修スル者ハ此ノ限リニ在ラズ

現役兵ニシテ所屬隊長ノ精勵ヲ保證セル者ニ對シテハ授業料ヲ免除ス

前項ノ授業料ハ修身及公民科ヲ除キ一科一期金貳圓トス

参考二

在滿小學校教育關係法令

參考二　在滿小學校教育關係法令

滿洲國ニ於ケル治外法權ノ撤廢及南滿洲鐵道附屬地行政權ノ移讓ニ關スル日本國滿洲國間條約附屬協定（甲）（抄）

（昭和十二年十一月五日新京ニ於テ調印）

第四章　神社、教育及兵事ニ關スル行政

第十四條　滿洲國政府ノ條約實施後滿洲國領域內ニ於テ日本國又ハ其ノ臣民カ日本國法令ニ依リ神社ヲ設置スルコト及日本國政府カ其ノ神社ニ關スル行政ヲ行フコトヲ承認スベシ

第十五條　滿洲國ハ其ノ日本國民ニ對シ行フベキ教育行政ニ關シ重要ナル事項ニ付テハ當分ノ間ニ協議決定セラルヽ所ニ從フベキコトヲ約ス

滿洲國政府ハ滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使ト滿洲帝國國務總理大臣トノ間ニ協議決定セラルル所ニ從ヒ條約實施後當分ノ間滿洲國領域內ニ於テ日本國又ハ其ノ臣民カ日本國法令ニヨリ學校其ノ他ノ教育施設ヲ開設經營又ハ管理スルコト及日本國政府カ日本國臣民ノ教育ニ關スル行政ヲ行フコトヲ承認スベシ

日本國政府ハ前項ノ學校其ノ他ノ教育施設ノ開設、經營又ハ管理ヲ爲サシムル爲滿洲國領域內ニ於テ日本國法令ニヨリ公法人タル學校組合及學校組合聯合會ヲ設クルコトヲ得滿洲國政府ハ右學校組合及學校組合聯合會ノ

移住地學務提要

成立ヲ承認スベシ

第十六條　滿洲國政府ハ條約實施後日本國政府カ滿洲國領域內ニ於テ日本國臣民ニ對スル徵集、服役、召集等兵事ニ關スル行政ヲ行フコトヲ承認スベシ

第十七條　本章ノ規定ニヨル日本國法令ノ適用ニシテ司法手續ニヨルベキモノハ日本國司法官憲ニ於テ之ヲ行フ

第十八條　滿洲國政府ハ本章ノ規定ニヨル日本國法令ノ適用ヲ援助スベク且之カ爲日滿兩國當該官憲ニ於テ協議決定セラルル所ニ從ヒ必要ナル措置ヲ講ズベキコトヲ約ス

滿洲國ニ於ケル治外法權ノ撤廢及南滿洲鐵道附屬地行政權ノ移讓ニ關スル日本國滿洲國間條約及附屬協定（甲）ニ關スル日滿兩國全權委員間了解事項（抄）

（昭和十二年十一月五日新京ニ於テ調印）

第六　附屬協定第十五條ニ付

一、本條第一項ノ教育行政ハ原則トシテ初等教育ニ關スル行政トス

二、滿洲國政府ハ日本國臣民ニ對スル初等教育ヲ出來得ル限リ整備充實スベク且之カ經營團體ニ對シ必要ニ應ジ滿洲國政府ヨリ相當ノ補助金ヲ交付シ又日本國政府ヨリ之ニ財政的援助ヲ爲スベシ

三、滿洲國政府ハ滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使ト滿洲帝國國務總理大臣トノ間ニ協議決定スル所ニ從ヒ滿洲國領域內ニ於テ日本國側ノ行フ日本國臣民ニ對スル教育事業ニ要スル費用ヲ毎年分擔スベシ

第七　附屬協定第十七條ニ付

本條ノ日本國司法官憲ハ當分ノ間日本國領事官トス

小學校令（抄）

明治三十三年八月二十日
勅令第三百四十四號

第一條　小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

第三十二條　兒童滿六歲ニ達シタル翌日ヨリ滿十四歲ニ至ル八箇年ヲ以テ學齡トス

學齡兒童ノ學齡ニ達シタル日以後ニ於ケル最初ノ學年ノ初ヲ以テ就學ノ始期トシ尋常小學校ノ教科ヲ修了シタルトキヲ以テ就學ノ終期トス

小學校令施行規則

明治三十三年八月二十一日
文部省令第十四號

第一章　教科及編制

第一節　教則

第一條　小學校ニ於テハ小學校令第一條ノ趣旨ヲ遵守シテ兒童ヲ教育スベシ

道德教育及國民教育ニ關聯セル事項ハ何レノ教科目ニ於テモ常ニ留意シテ教授センコトヲ要ス

知識技能ハ常ニ生活ニ必須ナル事項ヲ選ビテ之ヲ教授シ反覆練習シテ應用自在ナラシメンコトヲ務ムベシ

兒童ノ身體ヲ健全ニ發達セシメンコトヲ期シ何レノ教科目ニ於テモ其ノ教授ハ兒童ノ心身發達ノ程度ニ副ハシメンコトヲ要ス

男女ノ特性及其ノ將來ノ生活ニ注意シテ各々適當ノ教育ヲ施サンコトヲ務ムベシ

各教科目ノ教授ハ其ノ目的及方法ヲ誤ルコトナク互ニ相聯絡シテ補益センコトヲ要ス

第二條　修身ハ教育ニ關スル勅語ノ趣旨ニ基キテ兒童ノ德性ヲ涵養シ道德ノ實踐ヲ指導スルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ初ハ孝悌、親愛、勤儉、恭敬、信實、義勇等ニ就キ實踐ニ適切ナル近易ノ事項ヲ授ケ漸ク進ミテハ國家及社會ニ對スル責務ノ一斑ニ及ボシ以テ品位ヲ高メ志操ヲ固クシ且進取ノ氣性ヲ長ジ公德ヲ尙バシメ忠君愛國ノ志氣ヲ養ハンコトヲ務ムベシ

高等小學校ニ於テハ前項ノ趣旨ヲ擴メテ一層陶冶ノ功ヲ堅實ナラシメンコトヲ務ムベシ

女兒ニ在リテハ特ニ貞淑ノ德ヲ養ハンコトニ注意スベシ

修身ヲ授クルニハ嘉言善行及諺辭等ニ基キテ勸戒シ常ニ之ヲ服膺セシメンコトヲ務ムベシ

第三條　國語ハ普通ノ言語、日常須知ノ文字及文章ヲ知ラシメ正確ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ養ヒ兼ネテ智德ヲ啓發スルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ初ハ發音ヲ正シ假名ノ讀方、書キ方、綴リ方ヲ知ラシメ漸ク進ミテハ日常須知ノ文字及普通文ニ及ボシ又言語ヲ練習セシムベシ

高等小學校ニ於テハ稍々進ミタル程度ニ於テ日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方ハ各々其ノ主トスル所ニ依リ教授時間ヲ區別スルコトヲ得ルモ特ニ注意シテ相聯結セシメンコトヲ要ス

讀本ノ文章ハ平易ニシテ國語ノ模範ト爲リ且兒童ノ心情ヲ快活純正ナラシムルモノナルヲ要シ其ノ材料ハ修身、歷史、地理、理科其ノ他生活ニ必須ナル事項ニ取リ趣味ニ富ムモノタルベシ

女兒ノ學級ニ用フル讀本ニハ特ニ家事上ノ事項ヲ交フベシ

文章ノ綴リ方ハ讃ミ方又ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項兒童ノ日常見聞セル事項及處世ニ必須ナル事項ヲ記述セシメ其ノ行文ハ平易ニシテ趣旨明瞭ナランコトヲ要ス

書キ方ニ用フル漢字ノ書體ハ尋常小學校ニ於テハ楷書行書ノ二種トシ高等小學校ニ於テハ倘草書ヲ加フ

國語ヲ授クル際ニハ語句文章ノ意義ヲ明瞭ニシ且其ノ用法ニ習熟セシメンコトヲ務ムベシ

他ノ教科目ヲ授クル際ニ於テモ常ニ言語ノ練習及文字ノ書キ方ニ注意セシメンコトヲ要ス

第四條　算術ハ日常ノ計算ニ習熟セシメ生活上必須ナル知識ヲ與ヘ兼テ思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ初ハ小ナル整數ノ範圍內ニテ其ノ唱ヘ方、書キ方、及簡易ナル計算ヲ授ケ次第ニ其ノ範圍ヲ擴メテ小數、分數ニ及ボシ更ニ其ノ程度ヲ進メ且簡易ナル比例、歩合算ヲ授クベシ

高等小學校ニ於テハ尋常小學校ニ於テ授ケタル事項ノ程度ヲ進メ且數ノ代數的計算及幾何圖形ニ關スル知識ノ初歩ヲ授ケ又土地ノ情況ニ依リテハ日用簿記ノ大要ヲ課スベシ

算術ハ筆算ヲ用フベシ尋常小學校ニ在リテハ土地ノ情況ニ依リ珠算ヲ併セ用フルコトヲ得高等小學校ニ在リテハ珠算ヲ併セ課スベシ

算術ヲ授クルニハ實驗實測ヲ用ヒ運算ノ方法及理由ヲ正確ニ說明セシメテ理解ヲ精確ニシ運算ニ習熟シテ應用自在ナラシメムコトヲ務メ又圓表複利表等ノ取扱ニ慣レシメ且暗算ニ熟達セシメムコトヲ要ス

算術ノ問題ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項及土地ノ情況ヲ斟酌シテ日常適切ナルモノヲ選ブベシ

第五條　國史ハ國體ノ大要ヲ知ラシメ兼テ國民タルノ思操ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ建國ノ體制、皇統ノ無窮、歷代天皇ノ盛業、忠良賢哲ノ事蹟、國民ノ武勇、文化ノ由來外國トノ關係等ノ大要ヲ授ケ以テ國初ヨリ現時ニ至ルマデノ事歷ヲ知ラシムベシ

高等小學校ニ於テハ前項ノ趣旨ヲ擴メ特ニ近世史ニ重キヲ置キテ之ヲ授ケ我國發達ノ蹟ヲ知ラシムベシ

國史ヲ授クルニハ成ルベク圖畫、地圖、標本等ヲ示シ兒童ヲシテ當時ノ實狀ヲ想像シ易カラシメ特ニ修身ノ教授事項ト聯結セシメンコトヲ要ス

第六條　地理ハ地球ノ表面及人類生活ノ狀態ニ關スル知識ノ一斑ヲ得シメ又本邦國勢ノ大要ヲ理解セシメ兼テ愛國心ノ養成ニ資スルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ本邦ノ地勢、氣候、區劃、都會、產物、交通等並ニ地球ノ形狀、運動等ノ大要ヲ理解セシメ且滿洲地理ノ大要ヲ授ケ兼テ本邦トノ關係ニ於テ重要ナル諸國ノ地理ニ關スル簡單ナル知識ヲ得シムベシ

高等小學校ニ於テハ各大州ノ地勢、氣候、區劃、交通等ノ概略ヨリ進ミテ本邦トノ關係ニ於テ重要ナル諸國ノ地理ノ大要及本邦ノ政治經濟上ノ狀態並ニ外國ニ對スル地位等ノ大要ヲ知ラシメ又地文ノ一斑ヲ授クベシ

地理ヲ授クルニハ成ルベク實地ノ觀察ニ基キ又地球儀、地圖、標本寫眞等ヲ示シテ確實ナル知識ヲ得シメ特ニ歷史及理科ノ教授事項ト聯絡セシメンコトヲ要ス

第七條　理科ハ通常ノ天然物及自然ノ現象ニ關スル知識ノ一斑ヲ得シメ其ノ相互及人生ニ對スル關係ノ大要ヲ理解セシメ兼テ觀察ヲ精密ニシ自然ヲ愛スルノ心ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ植物、動物、鑛物及自然ノ現象ニ就キ主トシテ兒童ノ目擊シ得ル事項ヲ授ケ特ニ重要ナル植物、動物、鑛物ノ名稱形狀、效用及發育ノ大要ヲ知ラシメ又通常ノ物理化學上ノ現象及人身生理ノ初步ヲ授クベシ

高等小學校ニ於テハ前項ニ準ジ漸ク其ノ程度ヲ進メ特ニ重要ナル元素及化合物簡、易ナル機械ノ構造、作用、人身ノ生理衛生ノ大要ヲ授ケ兼テ植物、動物、鑛物ノ相互及人生ニ對スル關係ノ大要ヲ理解セシムベシ

理科ニ於テハ務メテ農事、水產、工業、家事等ニ適切ナル事項ヲ授ケ特ニ植物、動物等ニ就キ教授スル際ニハ之ヲ以テ製スル重要ナル加工品ノ製法、效用等ノ概略ヲ知ラシムベシ

理科ヲ授クルニハ成ルベク實地ノ觀察ニ基キ若ハ標本、模型、圖畫等ヲ示シ又簡單ナル實驗ヲ施シ明瞭ニ理解セシメンコトヲ要ス

第八條　圖畫ハ通常ノ形體ヲ看取シ正シク之ヲ畫クノ能ヲ得シメ兼ネテ美感ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ單形ヨリ始メ漸ク簡單ナル形體ニ及ボシ實物若ハ手本ニ就キ又時々自己ノ工夫ヲ以テ畫カシムベシ

高等小學校ニ於テハ前項ニ準ジ漸ク其ノ程度ヲ進メテ諸般ノ形體ヲ畫カシムベシ土地ノ情況ニ依リテハ簡易ナル幾何畫ヲ授クルコトヲ得

圖畫ヲ授クルニハ成ルベク他ノ教科目ニ於テ授ケタル物體及兒童ノ日常目擊セル物體中ニ就キテ之ヲ畫カシメ兼テ清潔ヲ好ミ綿密ヲ尙ブノ習慣ヲ養ハンコトニ注意スベシ

第九條　唱歌ハ平易ナル歌曲ヲ唱フコトヲ得シメ兼ネテ美感ヲ養ヒ德性ノ涵養ニ資スルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ平易ナル單音唱歌ヲ授クベシ

高等小學校ニ於テハ前項ニ準ジ漸ク其ノ程度ヲ進メテ授クベシ又便宜簡易ナル複音唱歌ヲ授クルコトヲ得歌詞及樂譜ハ平易雅正ニシテ兒童ノ心情ヲ快活純美ナラシムルモノタルベシ

第十條　體操ハ身體ノ各部ヲ均齊ニ發育セシメ四肢ノ動作ヲ機敏ナラシメ以テ全身ノ健康ヲ保護增進シ精神ヲ快活ニシテ剛毅ナラシメ兼テ規律ヲ守リ協同ヲ尙ブノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ體操、教練、遊戲及競技ニ就キ簡易ナル動作ヨリ始メ漸ク其ノ程度ヲ進メテ之ヲ授クベシ又男兒及女兒ノ別ニ依リ其ノ授クベキ事項ヲ斟酌スベシ

高等小學校ニ於テハ前項ニ準ジ一層其ノ程度ヲ進メテ之ヲ授クベシ土地ノ情況ニ依リ體操ノ教授時間ノ一部若ハ教授時間ノ外ニ於テ適宜ノ戸外運動ヲナサシメ又水泳、スキー、スケートヲ授クルコトアルベシ

第十一條　裁縫ハ通常ノ衣類ノ縫ヒ方及裁チ方等ニ習熟セシメ兼ネテ節約利用ノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ運針法ヨリ始メ漸ク通常ノ衣類ノ縫ヒ方ヲ授ケ又ハ便宜裁チ方繕ヒ方等ヲ授クベシ

高等小學校ニ於テハ初ハ前項ニ準ジ漸ク其ノ程度ヲ進メ通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方ヲ授クベシ

裁縫ハ其ノ材料ヲ日常所用ノモノニ取リ之ヲ授クル際用具ノ使用方、材料ノ品類、性質及衣類ノ保存方、洗濯方等ヲ教示スベシ

第十二條　手工ハ簡易ナル物品ヲ作製スルノ能ヲ得シメ工業ノ趣味ヲ長シ勤勞ヲ好ムノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

手工ハ紙、糸、粘土、麥稈、木、竹、金屬等其ノ土地ニ適切ナル材料ヲ用ヒテ簡易ナル製作ヲナサシメ高等小學校ニ於テハ製圖及女兒ニ在リテハ手藝ヲ簡易ナル程度ニ於テ併セ授クベシ

手工ヲ授クル際ニハ用具ノ使用方、材料ノ品類、性質等ヲ教示スベシ

第十三條　農業ハ農業ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ農業ノ趣味ヲ長シ勤勉利用ノ心ヲ養フヲ以テ要旨トス

農業ハ土地ノ情況ニ依リ農事若ハ水産ヲ授ケ又ハ農事、水産ヲ併セ授クベシ

農事ハ土壤、水利、肥料、農具、耕耘、栽培、養蠶、養畜等ニ就キ土地ノ情況ニ適切ニシテ兒童ノ理解シ易キ事項ヲ授クベシ

水産ハ漁撈、養殖、製造等ニ就キ其ノ土地ノ業務ニ適切ナルモノヲ授クベシ

農業ヲ授クルニハ特ニ地理、理科等ノ教授事項ト關聯シ時々其ノ土地實際ノ業務ニ就キテ示教シ其ノ知識ヲ確實ナラシメンコトヲ務ムベシ

第十四條　省略

第十五條　家事ハ家事ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ家事ノ趣味ヲ長シ兼ネテ節約、利用、秩序、清潔ノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

家事ハ衣食住、看病、育兒其ノ他一家ノ經濟等ニ關スル事項ノ大要ヲ授クベシ

家事ヲ授クルニハ特ニ理科トノ聯結ニ注意シ又實習ニ重キヲ置キ土地ノ情況ニ適切ナラシメンコトヲ務ムベシ

第十六條　外國語ハ日常簡易ノ英語ヲ習得セシムルヲ以テ要旨トス外國語ハ發音、綴字ヨリ初メ簡易ナル文章ノ讀ミ方、話シ方、綴リ方、書キ方ヲ授クベシ

外國語ヲ授クルニハ成ルベク日常ノ生活ニ關聯セシメテ其ノ理解ヲ容易ニシ練習ニ重キヲ置クベシ

第十七條　尋常小學校各學年ノ教授及毎週教授時數ハ第四號表ニ依ルベシ

手工ヲ加フルトキ又ハ第一學年、第二學年ニ於テ圖畫ヲ課スルトキハ其ノ毎週教授時數ハ學校長ニ於テ他ノ教科目ノ毎週教授時數ヲ減ジ之ニ充ツベシ

第十七條ノ二　第三十四條ノ規定ニ依リ二部教授ヲ爲ス場合ニ於テハ教科目ノ毎週教授時數ハ管理者又ハ設立者ニ於テ之ヲ定メ府縣知事ノ認可ヲ受クベシ（第三十四條土地ノ情況ニ依リ尋常小學校若ハ其ノ分教場ニ於テ全部若ハ一部ノ兒童ヲ前後二部ニ分チテ教授スルコトヲ得）

第十八條　高等小學校各學年ノ教授ノ程度及毎週教授時數ハ第五號表又ハ第六號表ニ依ルベシ

第十八條ノ二ノ規定ニ依リ實業ヲ隨意科目ト爲シタル場合ニ於テ之ヲ學習セザル兒童ニ對シテハ其ノ毎週教授時數ヲ學校長ニ於テ他ノ教科目ニ配當スベシ實業ニ於テ工業ヲ學習スル爲手工ヲ課セザル兒童ニ對シテハ

其ノ毎週教授時數ヲ學校長ニ於テ他ノ教科目ニ配當スルコトヲ得

第三學年ニ於ケル圖畫、唱歌ヲ隨意科目ト爲シタル場合ニ於テ之ヲ學習セザル兒童ニ對シテハ其ノ毎週教授時數ヲ學校長ニ於テ他ノ教科目ニ配當スルコトヲ得

第十八條ノ二　實業ハ特別ノ事情アル場合ニ限リ管理者又ハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受ケ之ヲ隨時科目ト爲スコトヲ得

第十九條　土地ノ情況ニ依リ管理者又ハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受ケ左ノ制限內ニ於テ第十七條及第十八條ノ規定ニ依ル時數ヲ增減スルコトヲ得

一、尋常小學校ノ毎週教授時數ハ三十時ヲ超エ又十八時ヲ下ルコトヲ得ズ

二、高等小學校ノ毎週教授時數ハ三十二時ヲ超エ又二十七時ヲ下ルコトヲ得ズ

第三十四條ノ規定ニ依リ二部教授ヲ爲ス場合ニ於テハ毎週教授時數ハ各部十八時以上トス但シ年少ノ部ニ在リテハ之ヲ十二時マデニ減ズルコトヲ得

第二十條　學校長ハ夏季冬季休業日ノ前後各々二十日以內ニ於テ毎日ノ教授時數ヲ減ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ教授時數ヲ減ズルトキハ學校長ニ於テ便宜各教科目ノ毎週教授時數ヲ斟酌スベシ

第二十一條　尋常小學校若ハ高等小學校ニ於テ數學年ノ兒童ヲ一學級ニ編制スルトキハ各學年ノ程度ニ拘ラズ全部又ハ一部ノ兒童ヲ同一ノ程度ニ依リ教授スルコトヲ得

第二十二條　學校長ハ其ノ小學校ニ於テ教授スベキ各教科目ノ教授細目ヲ定ムベシ

第二十三條　小學校ニ於テ各學年ノ課程ノ終了若ハ全教科ノ卒業ヲ認ムルニハ別ニ試驗ヲ用フルコトナク兒童平素ノ成績ヲ考査シテ之ヲ定ムベシ

第二十四條　學校長ハ修業年限ノ終ニ於テ尋常小學校若ハ高等小學校ノ教科ヲ終了セリト認メタル者ニハ卒業證書ヲ授與スベシ

學校長ハ學年末ニ於テ各學年ノ課程ヲ終了セリト認メタル者ニハ修業證書、第二十一條ノ規定ニ依リ一學年間學習セシ者ニハ學習證書ヲ與フルコトヲ得

第二十八條　紀元節、天長節、明治節及一月一日ニ於テハ職員及兒童學校ニ參集シテ左ノ式ヲ行フベシ

一、職員及兒童「君ケ代」ヲ合唱ス

二、職員及兒童ハ

天皇陛下

皇后陛下ノ御眞影ニ對シ奉リ最敬禮ヲ行フ

三、學校長ハ教育ニ關スル勅語ヲ奉讀ス

四、學校長ハ教育ニ關スル勅語ニ基キ聖旨ノ在ル所ヲ諭告ス

五、職員及兒童ハ其ノ祝日ニ相當スル唱歌ヲ合唱ス

御眞影ヲ拜戴セザル學校及特ニ府縣知事ノ認可ヲ受ケ複寫シタル御眞影若ハ府縣知事ニ於テ適當ト認メタル御眞影ヲ奉藏セザル學校ニ於テハ前項第一號ノ式ヲ闕ク

第八十九條　市町村立尋常小學校長ハ第十號表ニ依リ學年ノ始メニ於テ入學シタル兒童ノ學籍簿ヲ編制スベシ學籍簿ハ入學ノ兒童ニ異動ヲ生ジタルトキハ遲滯ナク之ヲ加除訂正スベシ

第四號表

教授時數 ＼ 科目	毎週教授時數					
	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年	第六學年

科目	第一學年	第二學年	計
修身	二	二	二
國語	一〇	一二	一二
算術	五	五	六
國史			
地理			
理科			
圖畫	(一)	(一)	一
唱歌			一
體操	四	四	三
裁縫			
手工	(一)	(一)	(一)
計	二一	二三	二五
			男二七 女二九
			男二八 女三〇
			男二八 女三〇

1. ( )内ノ時數ハ隨意トシ計ハ之ヲ含マズ
2. 本表ニハ教授要旨ヲ省略セリ

第五號表

科目＼教授時數	第一學年	第二學年	每週教授時數
修身	二	二	二
國語	六	六	六
算術	四	四	四
國史	二	二	二
地理	二	二	二
理科	二	二	二
圖畫	一	一	一
唱歌	一	一	一
手工	一	一	一
體操	三	三	三
實業	男二五 女二五	男二五 女二五	

家裁	總事		計	
	四	男二、女三〇	四	男二九、女三〇

本表ニハ教授要旨ヲ省略セリ

滿洲國駐劄特命全權大使ノ神社及教育ノ行政事務ノ管理ニ關スル件

昭和十二年十一月三十日
勅令第六百八十號

滿洲國駐劄特命全權大使ハ帝國ガ滿洲國ニ於テ行フ神社及教育ノ行政ニ關スル事務ヲ管理ス

大使ハ前項ノ事務ニ付職權又ハ特別ノ委任ニ依リ命令ヲ發スルコトヲ得

大使ハ第一項ノ事務ニ付內閣總理大臣及外務大臣ノ監督ヲ承ク

前項ノ規定ニ依リ內閣總理大臣ノ權限ニ屬スル事務ハ對滿事務局ヲシテ之ヲ掌ラシム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

在滿洲國大使館ニ教務事務官等ヲ置クノ件

昭和十二年十一月三十日
勅令第六百八十一號

第一條　昭和十二年勅令第六百八十號ニ依リ滿洲國駐劄特命全權大使ノ管理スル事務ニ從事セシムル爲在滿洲國大使館ニ左ノ職員ヲ置ク

教務事務官　專任三人　奏任
視學官　專任二人　奏任
技師　專任一人　奏任
教務書記　專任九人　判任
視學　專任五人　判任
技手　專任三人　判任

教務事務官ハ勅任ノ官ニ在ル者ヲシテ之ヲ兼ネシムル場合ニ於テハ本官ノ官等ニ依ル

第二條　滿洲國駐劄特命全權大使ハ前條ノ職員ヲ統督シ其ノ進退ニ關シテハ外務大臣ニ具狀ス

第三條　教務事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第四條　視學官ハ上官ノ命ヲ承ケ學事ニ關スル視察及事務ヲ掌ル

第五條　技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第六條　教務書記ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第七條　視學ハ上官ノ指揮ヲ承ケ學事ニ關スル視察及事務ニ從事ス

第八條　技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

在滿洲國大使館教務部規程

昭和十二年十二月一日
訓令第一號

第一條　滿洲國ニ於テ行フ神社及教育ニ關スル事務ニ關シ在滿洲國大使館ニ教務部ヲ置ク

第二條　教務部ニ教務部長ヲ置キ教務事務官ヲ以テ之ニ充ツ
教務部長ハ大使ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

第三條　教務部ニ庶務課、教務課及保健課ヲ置ク

第四條　各課ニ課長ヲ置キ教務事務官ヲ以テ之ニ充ツ
教務課ニ督學室ヲ置ク
課長ハ教務部長ノ命ヲ承ケ所管ノ事務ヲ掌ル

第五條　庶務課ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル
一　機密ニ關スル事項
二　教務部長印及教務部印ノ管守ニ關スル事項
三　人事ニ關スル事項
四　恩給及諸給與ニ關スル事項
五　部長名及部名ノ文書ノ收發ニ關スル事項
六　學校組合及同聯合會ノ監督ニ關スル事項
七　法令其ノ他重要ナル事件ノ審議ニ關スル事項

八　其ノ他他課ノ主管ニ屬セザル事項

第六條　教務課ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル
一　教育及學藝ニ關スル事項
二　學校職員ノ監督ニ關スル事項
三　學校及幼稚園ニ關スル事項
四　教科用圖書ニ關スル事項
五　專門學校入學者檢定ニ關スル事項
六　神社ニ關スル事項
督學室ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル
一　學事ノ視察ニ關スル事項
二　教育ノ指導改善ニ關スル事項
三　教育學藝ノ調査ニ關スル事項

第七條　保健課ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル
一　學校衛生ニ關スル事項
二　學校體育ニ關スル事項

在滿洲國大使館令公布式

昭和十二年十二月一日
大使館令第一號

第一條　在滿洲國大使館令ハ在滿洲國大使館令ナルコトヲ名記シ滿洲國駐劄特命全權大使之ニ署名シ公布ノ年月日ヲ記入シテ之ヲ公布ス

第二條　大使館令ノ公布ハ教務部部報ヲ以テ之ヲ爲ス

第三條　大使館令ハ特ニ施行期日ヲ揭グルモノヲ除クノ外公布ノ日ヨリ記算シ滿七日ヲ經テ之ヲ施行ス

附　則

本令ハ公布ノ同ヨリ之ヲ施行ス

在滿洲國大使館教務事務官等ノ在勤加俸及宿舍料ニ關スル件

昭和十二年十一月三十日
勅令第六百八十七號

第一條　在滿洲國大使館教務事務官、視學官、技師、教務書記、視學及技手ニハ本令ニ依リ在勤加俸及宿泊料ヲ給ス

第二條　高等官ノ在勤加俸ハ本俸ノ十分ノ五以內、判任官ノ在勤加俸ハ本俸ノ十分ノ八以內トシ其ノ額ハ外務大臣之ヲ定ム但シ六級俸以下ノ判任官ノ在勤加俸ハ月額七十圓迄ヲ給スルコトヲ得

第三條　在勤加俸ノ支給ニ付テハ本俸ニ關スル規定ヲ準用ス

第四條　宿舍料ノ額及支給ニ付テハ外務大臣之ヲ定ム

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年勅令第六百八十七號ニ依リ支給スル宿舍料支給規則

昭和十二年十二月一日
外務省令第十九號

第一條　昭和十二年勅令第六百八十七號ニ依ル宿舍料ノ額及支給ニ付テハ本規則ニ依ル

第二條　前條ニ依ル宿舍料ハ別表ニ依リ之ヲ支給ス但シ新任ノ場合ハ發令ノ翌日ヨリ日割ヲ以テ計算ス

第三條　宿舍料ノ給額ニ異動ヲ生ジタル場合ハ其ノ月分ハ舊額ニ依ル

第四條　宿舍料ハ每月俸給支給ノ定日ニ之ヲ支給ス

第五條　廢官、退官、退職、休職又ハ死亡ノ場合ハ發令又ハ死亡ノ當月分ノ全額ヲ其ノ際支給ス事務引繼幾務調理ノ爲特ニ命ヲ受ケ事務ニ從事スル場合ハ事務終了ノ當日マデ日割計算ヲ以テ其ノ際之ヲ支給ス

第六條　本規則ニ依リ宿舍料ノ支給ヲ爲スベキ職員ニハ官舍ヲ貸與セザルモノトス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別　表

區分	月額
奏任官五等以上	六十圓
奏任官六等及月手當百三十圓以上ノ囑託員	五十圓
奏任官七等以下及月手當百三十圓以上ノ囑託員	四十圓
判任官五級俸以上及月手當百五圓以上ノ囑託員	三十五圓
判任官六級俸以下及月手當若ハ月俸五十五圓以上ノ囑託員及雇員	三十圓
月手當若ハ月俸五十五圓未滿ノ囑託員及雇員	二十圓

備考　家族ヲ携帶セザル者又ハ單身者ハ本表ノ半額トス

昭和十二年勅令第六百八十七號ニ依リ支給スベキ在勤加俸額

昭和十二年十二月一日
外務省令第二十號

昭和十二年勅令第六百八十七號ニ依リ支給スベキ在勤加俸額ハ左ノ區分ニ依ル

區分	加俸額
高等官職員	本俸十分ノ五ニ相當スル金額
判任官職員	本俸十分ノ八ニ相當スル金額

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

在滿洲國大使館視學官特別任用令

昭和十二年十一月三十日
勅令第六百九十號

第一條　在滿洲國大使館視學官ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ノ中ヨリ高等試驗委員ノ銓衡ヲ經テ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得

一　文部省督學官、朝鮮總督府視學官、臺灣總督府視學官又ハ關東局視學官ノ職ニ在リタル者

二　三年以上奏任官又ハ奏任官待遇以上ノ學校長、教官、教員又ハ教育事務ニ從事スル職員ノ職ニ在リタル者

三　五年以上判任官又ハ判任官待遇ノ學校長、教官、教員又ハ教育事務ニ從事スル職員ノ職ニ在リテ月額百二十五圓以上ノ俸給ヲ受ケタル者

第二條　前條第二號及第三號ニ規定スル各職ノ在職年數ハ之ヲ通算ス但シ所要ノ在職年數ヲ異ニスル各職ノ在職年數ヲ通算スル場合ニ於テハ甲職ノ在職數年ノ其ノ職ノ所要在職年數ニ對スル比率ヲ乙職ノ所要在職年數ニ乘ジテ得タル年數ヲ甲職ノ在職年數トシ之ヲ乙職ノ在職年數ニ通算ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

參考二　在滿小學校教育關係法令

在滿學校組合令

昭和十二年十一月三十日
勅令第六百九十五號

第一條　學校組合ハ法人トス滿洲國駐劄特命全權大使ノ監督ヲ承ケ條約及法令ノ範圍內ニ於テ滿洲國內ニ居住スル帝國臣民ノ教育ニ關スル事務ヲ處理ス

第二條　學校組合ノ廢置、名稱及區域ハ大使之ヲ定ム

學校組合ノ廢置又ハ區域變更ノ場合ニ於テ組合ノ事務及財產ニ付必要ナル事項ハ大使之ヲ定ム

第三條　條約ノ定ムル所ニ從ヒ帝國ノ教育行政權ニ服スベキ帝國臣民ニシテ組合ノ區域內ニ居住スルモノハ大使ノ定ムル所ニ依リ其ノ組合員トス

組合員ハ本令ニ依リ營造物ヲ共用スル權利ヲ有シ組合ノ負擔ヲ分任スル義務ヲ負フ

第四條　學校組合ハ組合員ノ權利義務又ハ組合ノ事務ニ關スル事項ニ付組合規則ヲ設クルコトヲ得

組合規則ハ一定ノ公告式ニ依リ之ヲ告示スベシ

第五條　學校組合ニ組合長ヲ置ク大使之ヲ任免ス

組合長ハ名譽職トス

大使必要ト認ムル場合ニ於テハ其ノ指定スル官吏ヲシテ組合長ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第六條　組合長ハ組合ノ一切ノ事務ヲ擔任シ組合ヲ代表ス

組合長ハ組合ノ吏員ヲ指揮監督ス

組合長ハ組合ノ事務ニ關シ其ノ職權ニ屬スル事務ノ一部ヲ組合ノ官吏又ハ吏員ニ委任シ又ハ臨時代理セシムルコトヲ得

第七條　學校組合ニハ組合長ノ外大使ノ定ムル所ニ依リ有給又ハ名譽職ノ吏員ヲ置クコトヲ得大使之ヲ任免ス

前項ノ吏員ハ組合長ノ命ヲ承ケ事務ニ從事ス

第八條　組合ニ出納吏ヲ置ク

出納吏ハ組合ノ官吏又ハ吏員ノ中ヨリ大使之ヲ命ズ

出納吏ハ出納事務ヲ掌ル

第九條　官吏ノ組合ノ事務ニ關スル職務關係ハ本令中別段ノ定アル場合ヲ除クノ外國ノ行政ニ關スル其ノ職務關係ノ例ニ依ル

第十條　組合長ノ諮問ニ應セシムル爲組合ニ協議會ヲ置ク協議會ハ議長及協議會員ヲ以テ之ヲ組織ス

協議會ハ組合長ヲ以テ議長トス

協議會員ノ定數ハ五人以上三十人以內ニ於テ大使之ヲ定ム

第十一條　協議會員ハ組合員中ヨリ大使之ヲ選任ス

協議會員ハ名譽職トス

協議會員ノ任期ハ三年トス但シ補缺協議會員ノ任期ハ其ノ前任者ノ殘任期間トス

協議會員職務ヲ怠リ又ハ體面ヲ汚損スル行爲アリタルトキハ大使之ヲ解任スルコトヲ得

第十二條　組合長ハ組合ニ關スル左ノ事項ヲ協議會ニ諮問スベシ

一　組合規則ヲ設ケ又ハ改廢スルコト

二　歲入歲出豫算ヲ定ムルコト

三　基本財產、特別基本財產及積立金穀等ノ設置、管理及處分ニ關スルコト
四　不動產ノ管理及處分ニ關スルコト
五　財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルコト但シ法令ニ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラズ
六　法令ニ定ムルモノヲ除クノ外使用料、手數料、組合費及夫役現品ノ賦課徵收ニ關スルコト
七　組合債ニ關スルコト但シ第二十三條第二項ノ借入金ヲ除ク
八　歲入歲出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ヲ負擔シ又ハ權利ノ拋棄ヲ爲スコト
九　組合ノ訴訟及和解ニ關スルコト
十　其ノ他法令ニ定ムル事項

組合長必要ト認ムルトキハ前項各號ニ揭グル事項ノ外組合ニ關スル事項ヲ協議會ニ諮問スルコトヲ得

組合長ハ組合ノ決算ヲ協議會ニ報告スベシ

第十三條　協議會成立セザルトキ、會議ヲ開クコト能ハザルトキ又ハ諮問ニ應セザルトキハ組合長ハ前條第一項ノ規定ニ拘ラズ大使ノ指揮ヲ請ヒ諮問ヲ經ズシテ其ノ事項ヲ處分スルコトヲ得

協議會ニ諮問スベキ事項ニ關シ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テ協議會成立セザルトキ又ハ組合長ニ於テ之ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルトキハ組合長ハ前條第一項ノ規定ニ拘ラズ諮問ヲ經ズシテ之ヲ處分スルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依ル處分ニ付テハ次回ノ會議ニ於テ之ヲ協議會ニ報告スベシ

第十四條　組合長、協議會員其ノ他ノ名譽職員ハ職務ノ爲要スル費用ノ辨償ヲ受クルコトヲ得

組合長其ノ他ノ名譽職吏員ニハ費用辨償ノ外勤務ニ應ジ報酬ヲ給スルコトヲ得

費用辨償及報酬ニ關シ必要ナル事項ハ大使之ヲ定ム

第十五條　有給吏員ノ給料給與及旅費ニ關シ必要ナル事項ハ大使之ヲ定ム

第十六條　有給吏員ニハ退隱料、退職給與金、死亡給與金又ハ遺族扶助料ヲ給スルコトヲ得

退隱料、退職給與金、死亡給與金及遺族扶助料ニ關シ必要ナル事項ハ大使之ヲ定ム

第十七條　收益ノ爲ニスル組合ノ財產ハ基本財產トシテ之ヲ維持スベシ

組合ハ特定ノ目的ノ爲特別ノ基本財產ヲ設ケ又ハ金穀等ヲ積立ツルコトヲ得

第十八條　組合ハ營造物ノ使用ニ付使用料ヲ徵收スルコトヲ得

組合ハ特ニ一個人ノ爲ニスル事務ニ付手數料ヲ徵收スルコトヲ得

第十九條　組合ハ滿洲國內ニ居住スル帝國臣民ノ敎育ニ關シテ必要アル場合ニ於テハ寄附又ハ補助ヲ爲スコトヲ得

第二十條　組合ハ其ノ必要ナル費用及法令ニ依リ組合ノ負擔ニ屬スル費用ヲ支辨スル義務ヲ負フ

組合ハ其ノ財產ヨリ生ズル收入、使用料、手數料其ノ他組合ニ屬スル收入ヲ以テ前項ノ支出ニ充テ仍不足アルトキハ組合費及夫役現品ヲ賦課徵收スルコトヲ得

第二十一條　組合費、夫役現品、使用料及手數料ニ關スル事項ニ付テハ法令ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外組合規則ヲ以テ之ヲ規定スベシ

組合費、使用料及手數料ノ賦課徵收ニ關スル事項ニ付テハ組合規則中ニ五圓以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得

第二十二條　組合費其ノ他組合ニ屬スル徵收金ノ督促、滯納處分、追徵及還付ニ付テハ國稅ノ例ニ依ル

前項ノ徵收金ハ國稅ニ次デ先取特權ヲ有ス

第一項ノ徵收金ノ徵收ハ滿洲國官公署ニ囑託スルコトヲ得

第二十三條　組合ハ其ノ永久ノ利益ト爲ルベキ事業、舊債償還又ハ天災事變ノ爲必要アル場合ニ限リ組合債ヲ起スコトヲ得

組合ハ豫算内ノ支出ヲ爲ス爲一時ノ借入金ヲ爲スコトヲ得

前項ノ借入金ハ其ノ會計年度内ノ收入ヲ以テ償還スベシ

第二十四條　組合ハ毎會計年度歳入歳出豫算ヲ調製スベシ

組合ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル

第二十五條　組合ノ徴收金及支拂金ニ關スル時效ニ付テハ政府ノ徴收金支拂金ノ例ニ依ル

第二十六條　大使ハ組合ノ監督上必要アル場合ニ於テハ事務ノ報告ヲ爲サシメ、書類帳簿ヲ徴シ及實地ニ就キ事務ヲ視察シ又ハ出納ヲ檢閲スルコトヲ得

大使ハ組合ノ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第二十七條　組合ニ於テ法令ニ依テ負擔シ又ハ大使ノ職權ニ依テ命ズル費用ヲ豫算ニ載セザルトキハ大使ハ理由ヲ示シテ其ノ費用ヲ豫算ニ加フルコトヲ得

第二十八條　大使ハ吏員ニ對シ懲戒ヲ行フコトヲ得其ノ懲戒處分ハ譴責、五十圓以下ノ過怠金及解職トス

第二十九條　左ニ揭グル事項ハ大使ノ認可ヲ受クベシ

一　組合規則ヲ設ケ又ハ改廢スルコト

二　組合債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト但シ第二十三條第二項ノ借入金ハ此ノ限ニ在ラズ

三　歳入歳出豫算ヲ定ムルコト

四　其ノ他法令ニ定ムル事項

組合ノ決算ハ之ヲ大使ニ報告スベシ

第三十條　本令ニ規定スルモノヲ除クノ外組合吏員ノ服務規律竝ニ出納吏及吏員ノ賠償責任、身元保證及事務引繼、組合協議會及協議會員、組合ノ財務、組合ノ監督其ノ他ニ關シ必要ナル事項ハ大使之ヲ定ム

第三十一條　大使ハ學校組合ノ事務ノ一部ヲ共同處理セシムル爲必要アリト認ムルトキハ其ノ指定スル學校組合ヲ以テ組織スル學校組合聯合會ヲ設置スルコトヲ得

學校組合聯合會ニ於テ共同處理スベキ事務ノ範圍ハ大使之ヲ定ム

第三十二條　聯合會ニハ聯合會長其ノ他ノ有給又ハ名譽職ノ吏員ヲ置ク大使之ヲ任免ス

聯合會長ノ諮問ニ應セシムル爲聯合會ニ評議會ヲ置ク

評議會ハ議長及評議會員ヲ以テ之ヲ組織ス

評議會ハ聯合會長ヲ以テ議長トシ學校組合長ヲ以テ評議會員トス

第三十三條　聯合會ニ關シテハ法令中別段ノ定アル場合ヲ除クノ外學校組合ニ關スル規定ヲ準用ス

第三十四條　本令中官吏ニ關スル規定ハ待遇官吏ニ之ヲ準用ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

在滿學校組合令施行規則

昭和十二年十二月一日
大使館令第二號

第一章　總　則

第一條　學校組合ハ小學校及之ニ准ズベキ學校又ハ青年學校ニ關スル事務ノ外必要ニ依リ幼稚園ニ關スル事務ヲ處理ス

第二條　滿洲國駐劄特命全權大使學校組合ノ廢置又ハ區域ノ變更ヲ爲サントスルトキハ左ノ事項ヲ告示ス

一　組合ノ名稱
二　組合ノ區域
三　組合員
四　組合事務所ノ位置
五　前各號ノ外必要ナル事項

第三條　學校組合ノ設置アリタル場合ニ於テハ組合長ハ必要ナル事項ニ付組合規則ノ施行セラルルニ至ル迄ノ間從來其ノ區域ニ施行セラレタル組合規則ヲ新ニ設置セラレタル學校組合ノ規則トシテ當該區域ニ引續キ施行スルコトヲ得

第四條　組合ノ廢置又ハ區域ノ變更アリタル場合ニ於テハ其ノ區域ノ新ニ屬シタル組合其ノ事務ヲ承繼ス其區域ニ依リ難キトキハ大使ハ事務ノ分界ヲ定メ又ハ承繼スベキ組合ヲ指定ス

前項ノ場合ニ於テ消滅シタル組合ノ收支ハ消滅ノ日ヲ以テ打切リ其組合長タリシモノ之ヲ決算ス

前項ノ決算ハ事務ヲ承繼シタル組合ニ於テ其ノ決算處理ノ例ニ依リ之ヲ處理スベシ

第五條　學校組合ノ廢置又ハ區域變更ノ場合ニ於テ財產處分ヲ要スルトキハ關係アル組合ノ意見ヲ徵シ大使之ヲ定ム

第二章　組合職員

第六條　組合長ハ左ノ事務ヲ擔任ス

一　組合ノ事業ヲ執行スルコト
二　財產及營造物ヲ管理スルコト
三　收入支出ニ關スル命令ヲ發シ及會計事務ヲ監督スルコト
四　證書及公文書類ヲ保管スルコト
五　使用料、手數料、組合費及夫役現品ヲ賦課徵收スルコト
六　其ノ他法令ノ規定ニヨリ組合長ノ職權ニ屬スル事項

第七條　組合長故障アルトキハ上席職員之ヲ代理ス

組合長ハ出納吏故障アルトキ之ヲ代理スベキ者ヲ定メ大使ノ認可ヲ受クベシ

第八條　組合ニ有給ノ書記ヲ置ク其ノ定數ハ別ニ之ヲ定ム

第三章　協議會

第九條　協議會員ノ定數ハ別表第一號ニヨル

第十條　協議會ノ議長故障アルトキハ組合長ノ職務ヲ代理スル者之ヲ代理ス

第十一條　協議會ハ組合長之ヲ招集、開會及閉會ス

協議會ノ招集及諮問事項ハ開會ノ日ヨリ少クトモ五日前ニ協議會員ニ之ヲ通知スベシ但シ急施ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條　協議會ハ協議會員定數ノ半數以上出席スルニ非ザレバ會議ヲ開クコトヲ得ズ但シ同一事項ニ付招集再回ニ至ルモ仍半數ニ滿タザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十三條　協議會ノ議事ハ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニヨル

第十四條　議長ハ會議錄ヲ調製シ會議ノ顚末及出席協議會員ノ氏名ヲ記載スベシ

會議錄ハ議長及出席協議會員二人以上之ニ署名スベシ

第四章　組合ノ財務

第一款　財産、營造物及組合費

第十五條　組合費及夫役現品ハ獨立ノ生計ヲ營ム組合員ニ對シ其ノ資産、所得及生計等ノ程度ニ依リ之ヲ賦課ス

第十六條　組合長ハ特別ノ事情アリト認メタル者ニ對シテ組合費又ハ夫役現品ヲ減免スルコトヲ得

第十七條　夫役又ハ現品ハ之ヲ金額ニ算出シテ賦課スベシ

夫役ヲ賦課セラレタル者ハ本人自ラ之ニ當リ又ハ適當ノ代人ヲシテ之ニ當ラシムルコトヲ得

夫役又ハ現品ハ金錢ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第十八條　數人ヲ利スル營造物ノ設置維持其ノ他ノ必要ナル費用ハ其ノ關係者ニ負擔セシムルコトヲ得

組合ノ一部ヲ利スル營造物ノ設置維持其ノ他ノ必要ナル費用ハ其ノ部内ニ於テ組合費ヲ納ムル義務アル者ニ負擔セシムルコトヲ得

數人又ハ組合ノ一部ヲ利スル財産ニ付テハ前二項ノ例ニ依ル數人又ハ組合ノ一部ニ對シ特ニ利益アル事項ニ關シテハ組合ハ不均一ノ賦課ヲ爲シ又ハ數人若ハ組合ノ一部ニ對シ賦課ヲ爲スコトヲ得

第十九條　組合費又ハ夫役現品ノ賦課ヲ受ケタル者其ノ賦課ニ付違法又ハ錯誤アリト認ムルトキハ納入告知書ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ組合長ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

組合長ハ前項ノ申立アリタルトキハ之ヲ協議會ニ諮問ノ上決定スベシ

前項ノ規定ニ依ル組合長ノ決定ニ不服アル者ハ其ノ決定アリタル日ヨリ二十日以内ニ大使ニ不服ノ申立ヲ爲シ裁定ヲ請フコトヲ得

前各項ノ規定ニ依ル申立、決定又ハ裁定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲スベシ

第二十條　組合長ハ在滿學校組合令第二十三條第一項ニ依リ起債ヲ爲ス場合ニ在リテハ其ノ金額、借入ノ方法、利率及償還方法ヲ定メ之ヲ協議會ニ諮問スベシ

第二款　豫算及決算

第二十一條　組合長ハ毎年五月末日迄ニ翌年度ノ歳支見積ヲ調製シ之ヲ大使ニ提出スベシ

組合長ハ年度開始一月前迄ニ翌年度ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ大使ノ認可ヲ申請スベシ

見積及豫算ハ別表第二號樣式ニ依リ調製スベシ

見積及豫算ハ之ヲ經常臨時ノ二部ニ大別シ各部ヲ更ニ款項ニ區別スベシ

見積ニハ事業報告書、事業計畫書及財産表ヲ添附スベシ

第二十二條　組合ハ大使ノ認可ヲ受ケ特別會計ヲ設クルコトヲ得

特別會計ニ屬スル歳入歳出ハ別表第三號樣式ニ依リ別ニ其ノ見積及豫算ヲ調製スベシ

前條第一項、第二項、第四項及第五項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十三條　組合長ハ其ノ會計年度内ニ限リ協議會ノ諮問ヲ經大使ノ認可ヲ得テ既定豫算ノ追加又ハ更正ヲ爲スコトヲ得

追加又ハ更正豫算ハ別表第四號樣式ニ依リ調製スベシ

第二十四條　組合費ヲ以テ支辨スル事業ニシテ數年ヲ期シテ其ノ費用ヲ支出スベキモノニ付テハ協議會ノ諮問ヲ經テ其ノ年期間各年度ノ支出額ヲ定メ繼續費トナスコトヲ得

繼續費ヲ定メ又ハ之ヲ變更セントスルトキハ大使ノ認可ヲ受クベシ

繼續費ノ年期及支出方法ハ別表第五號樣式ニ依リ之ヲ調製スベシ

第二十五條　組合ハ豫算外ノ支出又ハ豫算超過ノ支出ニ充ツル爲豫備費ヲ設クベシ

特別會計ニハ豫備費ヲ設ケザルコトヲ得

豫備費ヲ支出セントスルトキハ大使ノ認可ヲ受クベシ

第二十六條　出納吏ハ組合長ノ命令アルニ非ザレバ支拂ヲ爲スコトヲ得ズ命令ヲ受クルモ支出ノ豫算ナク且豫備費支出、費目流用其ノ他適當ニ支出ヲ爲スコトヲ得ザルトキ亦同ジ

第二十七條　歲入ノ年度所屬ハ左ノ區分ニ依ル

一　納期ノ一定シタル收入ハ其ノ納期末日ノ屬スル年度

二　隨時ノ收入ニシテ納入告知書ヲ發スルモノハ之ヲ發シタル日ノ屬スル年度

三　隨時ノ收入ニシテ納入告知書ヲ發セザルモノハ領收ヲ爲シタル日ノ屬スル年度但シ借入金、補助金、寄附金其ノ他之ニ類スル收入ニシテ其ノ豫算シタル年度ノ出納閉鎖前ニ領收シタルモノハ其ノ豫算ノ屬スル年度

第二十八條　歲出ノ年度所屬ハ左ノ區分ニ依ル

一　費用辨償、報酬其ノ他諸給與及傭人料ノ類ハ其ノ支給スベキ事實ノ發生シタル日ノ屬スル年度但シ支拂期日ノ定アルトキハ其ノ支拂期日ノ屬スル年度

二　通信運搬費、土地購入費、建築費其ノ他物件ノ購入代價ノ類ハ契約ヲ爲シタル日ノ屬スル年度但シ契約ニ依リ定アル支拂期日アルトキハ其ノ支拂期日ノ屬スル年度

三　缺損補塡ハ其ノ補塡ノ決定ヲ爲シタル日ノ屬スル年度

四　前各號ニ揭グルモノヲ除クノ外ハ總テ支拂命令ヲ發シタル日ノ屬スル年度

第二十九條　各年度ニ於テ決定シタル歲入ヲ以テ他ノ年度ニ屬スベキ歲出ニ充ツルコトヲ得ズ但シ年度經過後ニ至リ歲入ヲ以テ歲出ニ充ツルニ足ラザルトキハ大使ノ認可ヲ受ケ翌年度ノ歲入ヲ繰上ゲ之ニ充用スルコトヲ

得

第三十條　豫算ニ定メタル各款ノ金額ハ彼此流用スルコトヲ得ズ

豫算各項ノ金額ハ大使ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ流用スルコトヲ得ズ

第三十一條　遠隔ノ地ニ於テ支拂ヲ必要トスル經費ハ現金前渡ヲ爲スコトヲ得

前項ノ現金前渡ハ組合ノ官吏又ハ吏員以外ノ者ニ之ヲ爲スコトヲ得

第三十二條　左ノ經費ハ概算拂ヲ爲スコトヲ得

一　旅費

二　訴訟費用

第三十三條　前金支拂ニ非ザレバ購入又ハ借入ノ契約ヲ爲シ難キモノニ限リ前金拂ヲ爲スコトヲ得

第三十四條　歲入ノ誤納又ハ過納ト爲リタル金額ノ拂戻ハ各之ヲ收入シタル歲入ヨリ支拂フベシ

歲出ノ誤拂又ハ過渡ト爲リタル金額、現金前渡、前金拂及概算拂ノ返納ハ各之ヲ支拂ヒタル經費ノ定額ニ戻入スベシ

第三十五條　組合ノ出納ハ翌年度五月三十一日ヲ以テ閉鎖ス

決算ハ出納閉鎖後一月以内ニ之ヲ調製シ證憑書類ヲ添ヘ出納吏ヨリ之ヲ組合長ニ提出スベシ組合長ハ之ヲ審査シ意見ヲ附シテ次ノ通常豫算ヲ議スル會議迄ニ之ヲ協議會ニ報告スベシ

決算ハ豫算ト同一ノ區分ニ依リ之ヲ調製シ豫算ニ對スル過不足ノ說明ヲ附スベシ

第三十六條　各年度ニ於テ歲計ニ剩餘アルトキハ翌年度ノ歲入ニ編入スベシ但シ大使ノ承認ヲ受ケ剩餘金ノ全部又ハ一部ヲ基本財產又ハ積立金ニ編入スル場合ニ於テハ繰越ヲ要セズ之ガ支出ヲ爲スコトヲ得

第三十七條　繼續費ハ每年度ノ支出殘額ヲ繼續年度ノ終リ迄逐次繰越使用スルコトヲ得

第三十八條　組合費、使用料、手數料及物件ノ賃貸料ノ類ハ納入告知書ニ依リ之ヲ徵收シ其ノ他ノ收入ハ納付書ニ依リ之ヲ收入スベシ

第三十九條　財產ノ賣却貸與、工事ノ請負、物件ノ賣買貸與及勞力ノ供與ハ之ヲ競爭入札ニ附スベシ但シ組合長ニ於テ特別ノ事情アリト認メタルトキハ指名競爭入札ニ付シ又ハ隨意契約ニ依ルコトヲ得

第四十條　組合長ハ組合ノ出納ニ付每月例日ヲ定メテ之ヲ檢査シ且每會計年度少クトモ二回以上臨時檢査ヲ爲スベシ

第四十一條　組合ハ現金ノ出納及保管ノ組合金庫ヲ置クコトヲ得

金庫事務ノ取扱ヲ爲サシムベキ銀行ハ大使ノ認可ヲ受ケ組合長之ヲ定ム

第四十二條　金庫ハ出納吏ノ通知アルニ非ザレバ現金ノ出納ヲ爲スコトヲ得ズ

第四十三條　金庫事務ノ取扱ヲ爲ス銀行ノ保管スル現金ハ組合ノ歲入歲出ニ屬スルモノニ限リ支出ニ妨ゲナキ限度ニ於テ組合ハ其ノ運用ヲ許スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ金庫事務ノ取扱ヲ爲ス銀行ハ組合ノ定ムル所ニ依リ利子ヲ組合ニ納付スベシ

第四十四條　組合金庫事務ノ取扱ヲ爲ス銀行ヨリ擔保ヲ徵スベシ其ノ種類、價格及程度ニ關シテハ大使ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第四十五條　出納吏ハ定期又ハ臨時ニ金庫ノ現金帳簿ヲ檢査スベシ

第五章　組合ノ監督

第四十六條　組合ハ左ノ各號ノ事項ニ付テハ大使ノ認可ヲ受クベシ

一　組合費及夫役現品ノ賦課又ハ減免ニ關スルコト但急迫ノ場合ニ賦課スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

二　組合ノ一部ニ費用ヲ負擔セシメ及不均一ノ賦課ヲ爲シ又ハ組合ノ一部ニ對シ賦課ヲ爲スコト

三　不動產ノ取得、管理方法及處分ニ關スルコト

四　基本財產、特別基本財產及積立金穀ノ設置、管理方法及處分ニ關スルコト

五　寄附又ハ補助ヲ爲スコト

第六章　學校組合聯合會

第四十七條　聯合會ハ中學校、高等女學校及實業學校ニ關スル事務ノ外學校組合ノ必要ナル共同事務ヲ處理ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（別表第一號）

在滿學校組合協議會員數

學校組合		協議會員數
新京特別市	日本學校組合	七人
奉天省	日本學校組合	三十人
吉林省	日本學校組合	十三人
龍江省	日本學校組合	十人
熱河省	日本學校組合	六人
濱江省	日本學校組合	十三人

錦州省	日本學校組合	十一人
安東省	日本學校組合	五人
間島省	日本學校組合	十三人
三江省	日本學校組合	九人
通化省	日本學校組合	五人
牡丹江省	日本學校組合	十九人
黑河省	日本學校組合	五人
興安東省	日本學校組合	五人
興安南省	日本學校組合	五人
興安北省	日本學校組合	五人
興安西省	日本學校組合	五人
新京	普通學校組合	八人
公主嶺	普通學校組合	六人
四平街	普通學校組合	六人

開原	普通學校組合	六人
鐵嶺	普通學校組合	六人
奉天	普通學校組合	十人
本溪湖	普通學校組合	六人
撫順	普通學校組合	八人
鳳凰城	普通學校組合	六人
安東	普通學校組合	十人
鞍山	普通學校組合	六人
營口	普通學校組合	六人

（別表第二號）

昭和何年度何學校組合歲入歲出豫算

歲入

一金　歲入豫算額

又ハ　經常部豫算額

一金　臨時部豫算額

一金

參考二　在滿小學校教育關係法令

移住地學務提要

合計金　　歳　出

一金　　経常部豫算額

一金　　臨時部豫算額

合計金

歳入歳出差引殘金（ナシ）

歳計剩餘金ヲ翌年度ニ繰越サズシテ基本財産ニ編入セントスルトキハ左ノ通記載スベシ

歳計剩餘金ハ全部基本財産ニ編入

（歳計剩餘金ノ内何歩基本金ニ編入）

昭和何年度何學校組合歳入歳出豫算

歳　入

款	項	目	豫算額	前年度豫算額	比較 増	比較 減	説明
一、財産ヨリ生ズルモノ			円	円	円	円	
	一、基本財産收入						
		一、預金利子					定期預金何程年利何程
		二、證券利子					額面何程年利何程
		三、何々					
	二、特別基本財産收入						
		一、基本財産收入					何々
		二、何々					
	三、積立金等收入						
		一、何積立金收入					何々
	二、使用料及手數料						
		一、授業料					
		一、何學校					何人何月月額何程
		二、何々					何々
		二、幼稚園保育料					何々
		三、寄宿舍使用料					何校何人何月　月額　何程
		四、入學試驗料					何校何人一人何程
	三、繰越金						

	一、前年度繰越金		四、補助金		一、國庫補助金			一、小學校補助		二、青年學校補助		三、幼稚園補助		二、滿洲國及滿鐵分擔金		一、小學校擔		二、青年學校擔	

	三、幼稚園擔		三、何々補助金		一、何々		五、寄附金		一、指定寄附										

	一、何々費擔定寄附		二、一般寄附		六、過年度收入		一、組合費		二、使用料及手數料		一、使用料		二、手數料		三、何々		七、繰入金		一、何積立金繰入

	八、財産賣却代		一、建物賣却代		一、何建物賣却代		二、何々												